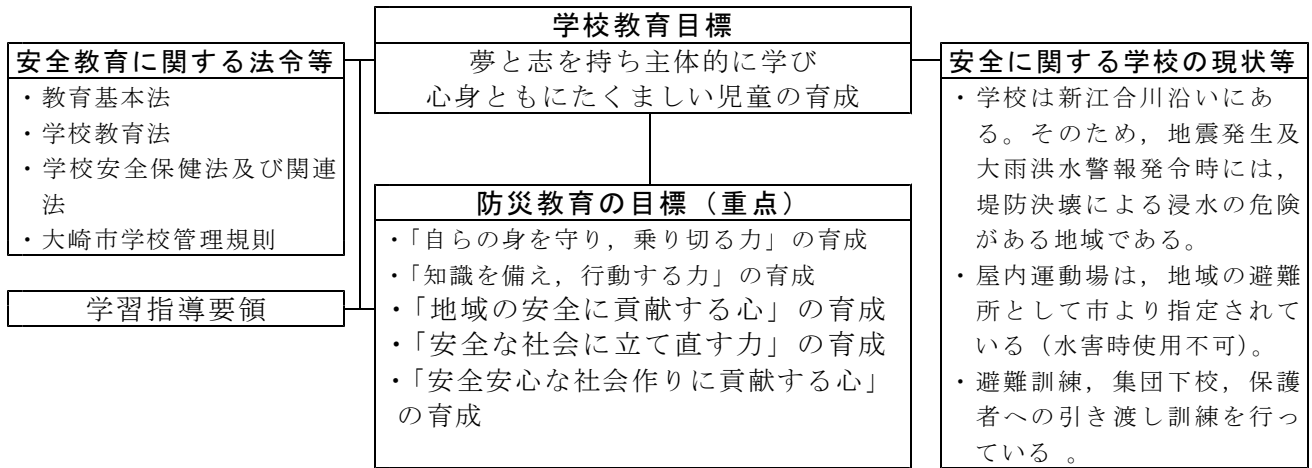


令和 8 年度 学校安全計画



大崎市立敷玉小学校

大崎市立敷玉小学校安全教育全体計画



安全教育及び安全指導の方針等		
災害安全	交通安全	生活安全
<ul style="list-style-type: none"> ・火災，地震，竜巻，堤防決壊における危険について理解し，命を守るため安全に避難する方法を身に付ける。 ・災害発生時における避難所の役割を理解する。 ・火災や地震，竜巻想定での避難訓練，集団下校・保護者引き渡し訓練を行う。 ・防災副読本の効果的な活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全についての知識・理解を深め，安全な登下校など歩行者としてのマナーを身に付ける。 ・自宅における自転車乗車について，ルールを守る。 ・交通少年団の活動を活発に行う。 ・交通安全教室を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し，犯罪に巻き込まれない行動を身に付ける。 ・不審者に対する適切な行動ができるようにする。 ・不審者対応の避難訓練を行う。

各教科・行事等	教職員の校内研修
<ul style="list-style-type: none"> ・理科，体育，家庭，図工等の学習活動における事故防止 ・学級活動や生活科等で，自ら安全に生活する態度の育成 ・避難訓練などにおける避難行動及び避難経路などの確認 ・遠足，宿泊的行事，校外学習時の事故防止と避難行動 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全計画及び危機対応マニュアルや役割の理解 ・心肺蘇生法の実技研修 ・警察を招いての不審者対応訓練 ・安全についての研修会参加 ・安全点検内容の理解

防災教育の視点			
安全教育	安全管理	組織活動	家庭
<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動全体を通じた防災教育の推進 ・避難訓練の実施 ・集団下校や引き渡し訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の点検 ・防災マニュアルの作成 ・日常の施設設備の点検 ・通学路の点検・確認 ・避難場所の設定と確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の役割分担 ・関係機関との連携強化 ・教職員の対応能力の向上 ・心のケア対応の研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の高揚 ・災害への備え ・避難方法や場所の確認

各学年の防災教育の目標		
低学年	中学年	高学年
<p>危険な状態を発見した場合や事件・事故，災害時には，教職員や保護者など，近くの大人に速やかに連絡し，指示に従うなどの適切な行動ができる。</p>	<p>「災害安全」「交通安全」「生活安全」に関する様々な危険の原因や事故の防止について理解し，危険に気付くことができるとともに，自ら安全な行動をとることができる。</p>	<p>様々な場面で発生する危険を予測し，進んで安全な行動ができる。自分自身の安全だけでなく，下級生や家族など身近な人々の安全にも気配りができる。</p>

安全教育の各領域内容と指導場面 (教科指導：教科，学級活動：学活，学校行事：学行，日常学校指導：日常，課外活動：課外)

【○：指導場面 ◆：行動場面】

領域	内 容					
		教科	学活	学行	日常	課外
生活安全	① 学校生活や各教科，総合的な学習の時間などの学習時における危険の理解と安全確保	○			○	
	② 児童会活動やクラブ活動などにおける危険の理解と安全確保				○	◆
	③ 運動会，持久走大会等の健康安全・体育的行事における危険の理解と安全確保	○		◆		
	④ 遠足・合宿・修学旅行，勤労生産・奉仕的行事等，学校行事における危険の理解と安全確保		○	◆		
	⑤ 始業前や放課後等休憩時間及び清掃時間等における危険の理解と安全確保	○	○		◆	◆
	⑥ 登下校や家庭生活における危険の理解と安全確保	○	○		○	◆
	⑦ 野外活動や校外学習時における危険の理解と安全確保		○	◆		◆
	⑧ 事故発生時の通報と応急手当	○	○		◆	◆
	⑨ 誘拐や傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など，学級や地域社会での犯罪被害の防止		○	○	○	◆
	⑩ 携帯電話やコンピューター等の情報ネットワークの活用による犯罪被害の防止と適切な利用の必要性		○			◆
	⑪ 施設・設備の状態の把握と安全な環境づくり		○			
交通安全	① 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方	○	○	○	◆	◆
	② 踏切での危険の理解と安全な行動の仕方	○	○	○	◆	◆
	③ 交通機関利用時の安全な行動	○		○		◆
	④ 自転車の点検・整備と正しい乗り方		○	○		◆
	⑤ 二輪車の特性の理解と二輪車乗車時の安全な行動の仕方		○			
	⑥ 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方			○		
	⑦ 交通法規の正しい理解と遵守		○	○		◆
	⑧ 自転車や自動車の運転者の義務と責任についての理解			○		
	⑨ 幼児，高齢者，障害のある人，傷病者等の交通安全に対する配慮			○		
	⑩ 安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力			○		◆
災害安全	① 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方		○	○	◆	◆
	② 地震・津波発生・堤防決壊時における危険の理解と安全な行動の仕方	○	○	○	◆	◆
	③ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方	○			◆	◆
	④ 風水（雪）害，落雷等の気象災害発生時における危険の理解と行動の仕方	○			◆	◆
	⑤ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方	○			◆	◆
	⑥ 避難所の役割と避難経路についての理解，避難の仕方	○	○	○		
	⑦ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解	○	○			
	⑧ 地域の防災活動の理解と積極的な参加と協力	○		○		◆
	⑨ 災害時における心のケア	○				

学校安全年間計画

※学級活動の欄 ●…1単位時間程度の指導 ●…短い時間の指導 ◇…1単位時間で副読本(未来への絆)を使用 ◆…短い時間で副読本(未来への絆)を使用

大崎市立敷玉小学校

月		4	5	6	7	8・9	10	11	12	1	2	3
項目	月の重点	・登下校の安全に気を付けましょう ・道標を正しく使しましょう	・登下校時の危険な場所を確かめて安全な歩き方を考えましょう ・雨の日の歩き方に気を付けましょう	・雨の日の登下校に気を付けましょう ・室内での遊び方を工夫しましょう	・正しい自転車の乗り方を確かめましょう ・プールでは約束を守り正しく使しましょう	・登下校の安全に気を付けましょう ・安全な生活と過ごし方について考えましょう	・交通ルールを守りましょう ・決まりを守って楽しく生活しましょう	・歩道の歩き方や横断歩道の渡り方について確かめましょう ・室内やホールでの遊び方を工夫しましょう	・雪道の歩行に気を付けましょう ・冬の間の安全な暮らしについて考えましょう	・雪道の歩行に気を付け、道路で遊ばないようにしましょう ・雪遊びを工夫し、楽しく安全に遊びましょう	・雪道の歩行に気を付け、道路で遊ばないようにしましょう ・雪遊びを工夫し、楽しく安全に遊びましょう	・決まりを守り、安全に行動しましょう ・春休み中の安全な生活について考えましょう
道徳	生活	【登下校の仕方】	【遊具の使い方】	自由・責任	正直誠実、明朗	思いやり、親切	生命の尊重	自然愛、動植物愛護	公徳心、規則の尊重、遵法	公正公平、正義	社会的役割の自覚と責任	家庭愛
	理科	【5年：天気の変化】 ・野外観察時の交通安全 ・ガスバーナー、虫めがね、移植ごての使い方	・カバーガラス、スライドガラス、フラスコの使い方	・スコップの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ピーカーの使い方	・はさみの使い方	・たけひご、つまようじの使い方	・太陽観察時の注意	・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・はさみの使い方		
	社会	3年：わたしたちのまち みんなのまち 5年：私たちの国土	4年：くらしを守る(火事・地震・事故・事件)						4年：郷土の発展につくす	6年：わたしたちの生活と政治(震災復興の願いを実現する政治)		3年：残したいもの伝えたいもの 5年：わたしたちの生活と環境
	図工	・カッターナイフ、接着剤の安全な使い方		・糸のこぎり、小刀、金槌、くぎ抜きなどの使い方	・木づち、ゴム、電動のこぎり、ニスの使い方		・彫刻刀の管理の仕方と使い方					
	家庭	・針、はさみの使い方	・アイロンのかけ方	・ガスコンロ、熱湯の安全な取り扱い方	・実習時の安全な服装 ・包丁の使い方	・食品の取り扱い方	・ミンシンの使い方	・住宅用洗剤の使い方	・食品の日付表示(1)～(3)			
	体育	・固定施設の使い方 ・運動する場の安全確認		・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全(救急法と着衣水泳)	・固定施設利用時の安全確認	・器械運動時の安全確認	・持久走大会時の安全	・けがの防止(保健)		マット・跳び箱運動時の安全確認		
総合的な学習の時間	「ぼくらは数玉調べたい(しきたまパンフレットをつくらう)」(3年) 「心ひとつに(敷玉帽子 石神)」(4年) 「考えよう安全なくらし」「被災地のことを学ぼう」「安全なくらしをつくらう」「防災マップをつくらう」「心ひとつに(敷玉帽子 石神)」(5年) 「被災地のことを学ぼう」「心ひとつに(敷玉帽子 石神)」(6年)											
教育活動	低学年	●通学路の確認 ●安全な給食配膳 ●学校の行き帰り	●休み時間の約束 ●運動時の約束 ●集団下校の仕方 ●不審者から身を守る ●空のようすがかわったら(1年) ●臭い風が近づいてきたら(2年)	●雨天時の約束 ●学校にいるときに地震がおこったら(1年) ●外にいたときに地震がおこったら(2年) ●引渡訓練の仕方	●雷雨の危険 ●楽しい夏休み	●遠足への参加の仕方 ●おかないときわいとき(1年) ◇助け合って生活するために(2年)	●冬場の安全な登下校 ●火災の時の避難	●安全な服装 ●冬休みのくらし ●暖房器具の安全な使い方	●危ないものを見つけた時 ●凍結道路の安全な通学	●凍結道路の安全な通学	●1年間の反省 ●春休みの過ごし方 ●ぼくとじしん(1年) ●東日本大震災を忘れない(2年)	
	中学年	●通学路の確認 ●身の回りの犯罪 ●自転車の安全な乗り方 ●廊下や階段の歩き方を考えよう	●休み時間の安全 ●運動時の約束 ●集団下校の仕方 ●不審者から身を守る ●台風などによる被害(3年) ●台風などから身を守るために(4年)	●雨天時の過ごし方 ●学校にいるときに地震がおこったら(3年) ●登下校中に地震がおこったら(4年) ●引渡訓練の仕方	●雷雨の危険 ●夏休みのくらし	●楽しい遠足 ●悲しい気持ちこわい気持ち(3年) ◇将来のわたしへ(4年)	●校庭・遊具の安全な遊び方 ●電巻発生時の避難の仕方	●冬場の安全な登下校 ●たてわり手洗いにおける安全 ●火災の時の避難の仕方	●凍結道路の安全な歩き方 ●冬休みのくらし ●暖房器具の安全な使い方	●危ないものを見つけた時 ●凍結道路の安全な通学	●凍結道路の安全な通学	●1年間の反省 ●春休みの過ごし方 ●大震災を経験して(3年) ●東日本大震災を忘れない(4年)
	高学年	●通学路の確認 ●身の回りの犯罪 ●自転車の安全な乗り方	●休み時間の事故とけが ●運動時の事故とけが ●集団下校の仕方 ●宮城県の気象災害(5年) ●風水害の危険と備えについて(6年)	●雨天時の事故とけが ●自分自身で身を守る術 ●地震のくらし(5年) ●地震の時の危険予測(6年) ●梅雨の時期の過ごし方を考えよう ●引渡訓練の仕方	●雷雨の危険 ●夏休みのくらし	●運動時の事故とけが ●修学旅行に向けて ●あたたかい気持ち(5年) ●たくさんのありがと(6年) ●修学旅行への参加の仕方	●校庭・遊具の安全な点検 ●電巻発生時の避難の仕方	●冬場の安全な登下校 ●たてわり手洗いにおける安全 ●火災の時の避難の仕方	●凍結道路の安全な歩き方 ●冬休みのくらし ●暖房器具の安全な使い方	●災害時の携行品 ●凍結道路の安全な通学	●暖房器具の安全な使い方 ●凍結道路の安全な通学	●1年間の反省 ●春休みの過ごし方 ●東日本大震災を忘れない(5年) ●つたえたいもの(6年)
	児童会活動	・1年生を迎える会 ・クラブ活動・委員会活動開始				・児童集会		・ユニセフ募金活動				
主な学校行事等	・入学式 ・健康診断 ・春の交通安全運動 ・交通安全学習式 ・交通安全教室	・運動会 ・防犯訓練(不審者対応) ・電巻時避難訓練	・防犯訓練(地震) ・東中区・南中区合同避難訓練(地震一引渡訓練) ・プール開き	・着衣水泳 ・志津川宿泊活動	・秋の交通安全運動 ・交通安全教室	・第1学期終業式 ・学習発表会	・防災訓練(火災) ・修学旅行	・6年生を送る会			・卒業式 ・修了式	
安全管理	対人管理	・安全な通学の仕方 ・遊具の安全な使い方	・登下校の安全な歩き方 ・運動時の安全	・プールでの安全のきまりの確認 ・雨の日の登下校と遊び方	・校舎内での安全な過ごし方 ・自転車の乗り方 ・夏休み中の安全な生活	・登下校の安全な歩き方 ・修学旅行や遠足時の安全	・運動時の安全 ・遊具利用時の安全	・安全な登下校	・凍結路や雪道の歩き方 ・暖房機使用時の教室管理と遊び方	・雪道凍結時の歩き方 ・雪遊びの安全	・雪道凍結時の歩き方 ・雪遊びの安全	・1年間の評価と反省 ・春休みの安全指導
対物管理	・通学路の安全確認 ・安全点検時間計画の確認(点検方法を研修含む)	・諸設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検及び整備	・夏休み前や夏休み中の校舎内外の点検	・校庭など校舎外の整備	・バス停周辺の安全確認	・通学路の確認	・校内危険箇所の点検	・防災用具の点検、整備	・冬場の通学路の確認	・通学路の安全確認 ・安全点検の詳細・反省	
学校安全に関する組織活動(研修含む)	・登下校時、春の交通安全運動期間の教職員、保護者の街頭指導 ・遊具等の安全点検方法等に関する研修 ・通学路の状況と安全指導に関する研修 ・校内事故発生状況と安全措置に関する研修	・校外における児童の安全行動把握、情報交換 ・熱中症予防に関する研修 ・不審者対応研修 ・電巻時避難研修	・学区危険箇所点検 ・防犯に関する研修(緊急時の校内連絡体制、マニュアルの点検) ・心肺蘇生法(AED)研修 ・防災(地震)に関する研修(訓練時)	・登下校時、秋の交通安全運動期間の教職員、保護者の街頭指導	・電巻時避難研修(訓練時)	・防災(地震)に関する研修(訓練時)	・年末年始の交通安全運動の啓発 ・地域パトロール	・校内事故発生状況と安全措置に関する研修				
地域・家庭等との協働活動	・登下校時、春の交通安全運動期間の街頭指導	・学区危険箇所点検 ・心肺蘇生法(AED)研修	・地域パトロール	・登下校時、秋の交通安全運動期間の街頭指導	・地域パトロール							

令和 8 年度

学校安全マニュアル



大崎市立敷玉小学校

学校安全マニュアル

I	危機管理要項	
1	敷玉小学校危機管理要綱	1
2	教職員在校時の災害対応マニュアル（基本対応）	2
3	災害発生時の児童引き渡し等の対応について	3
4	勤務時間外の災害対応マニュアル（基本対応）	5
5	学校再開に向けた対応	6
6	不審者侵入事件の発生	7
7	不審者侵入時の緊急対応マニュアル	8
8	学校管理下内外の事故	9
9	学校における原子力災害時の対応	10
10	火山災害が想定される場合の対応	12
11	爆発時に対する対応 ～弾道ミサイル・爆破予告対応	14
12	初動時避難所開設・運営マニュアル	17
13	防災委員会	27
II	交通安全についての危機管理	28
III	生活安全についての危機管理	32
1	けが・急病の対応	34
2	熱中症の対応	35
3	食物アレルギー緊急時対応マニュアル	36
IV	各種訓練等実施計画	
1	防災訓練（地震想定）	44
2	防災訓練（火災想定）	46
3	引き渡し訓練	49
4	竜巻（業間時間）避難訓練	51
5	交通安全教室（春・秋）	52
6	不審者対応防犯教室実施訓練	55
V	その他	
1	保護者用防災マニュアル	58
2	緊急時引き渡しカード	61
3	危険箇所マップ	62

※ 洪水・土砂災害時の避難確保計画（別冊）

敷玉小学校危機管理要項

1 危機管理の意義

学校は、児童が安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。しかし、近年、学校の安全を脅かす事件・事故（危機）が発生したり、大規模な地震の発生が予測されたりしていることから、適切かつ確実な危機管理体制を確立することが学校に求められている。

【危機管理とは】

児童と職員の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処することをいう。

* 事前の危機管理……事件・事故の発生を極力未然に防ぐことを中心とした危機管理

* 事後の危機管理……事件・事故が発生した場合に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えること。再発の防止と通常的生活の再開に向けた対策を講じること

自然災害、感染症、学校事故、交通事故、不審者侵入等、学校の危機管理の対象となる事項は多様である。その中でも不審者等による犯罪の影響は大きく、防犯にかかわる危機管理体制の確立は、現在、緊急の課題となっている。

2 敷玉小学校危機管理のねらい

学校の危機管理は、学校の教育活動というまでもなく、通学を含む学校生活全般にわたって発生する可能性をもつ事故や事件への対応策である。

敷玉小学校危機管理のねらいは、「児童と職員の生命を守り、安全を確保すること」である。そのためには、普段から緊急事態を想定し、危機管理マニュアルを確認し合い、全職員が共通理解のもと一丸となって未然に被害を防ぐ努力をしなければならない。また、万一の場合、被害を最小限に留めるよう尽力しなければならない。

3 危機管理の内容

学校安全計画（①安全教育に関する事項 ②安全管理に関する事項 ③安全に関する組織活動）全体にまたがり、次のような内容で、危機管理マニュアルを整備する。

（1）計画的な教育 （2）施設設備の充実 （3）体制作り 等

4 学校における危機管理の進め方

- （1）校長、教頭、教務主任や防災主任等を中心にして、危機管理体制づくりを進める。
- （2）家庭や地域の関係機関等と連携しながら、学校周辺等における不審者等の情報を把握する。
- （3）地域の関係機関等との連携を図り、保護者や地域住民へ協力を求める。
- （4）危機管理マニュアルを効果的に運用するために、適宜訓練を実施する。
- （5）訓練によって得られた課題をもとに危機管理マニュアルをより機能するものに改善していく。
- （6）教職員に危機管理に関する研修を行い、教職員の危機管理意識の向上・維持に努める。

5 緊急時における対応

《教職員の心構え》

- その場にいる教職員一人一人が、子どもの生命、安全の確保を第一義とする。
- 指揮・命令の徹底を図り、学校としての組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や警察等、関係機関と一体となって取り組む。

《危機の対応 「さ」「し」「す」「せ」「そ」》

「さ」～ 最悪のことを考えて

「し」～ 慎重に、複数で

「す」～ すばやく、臨機応変に

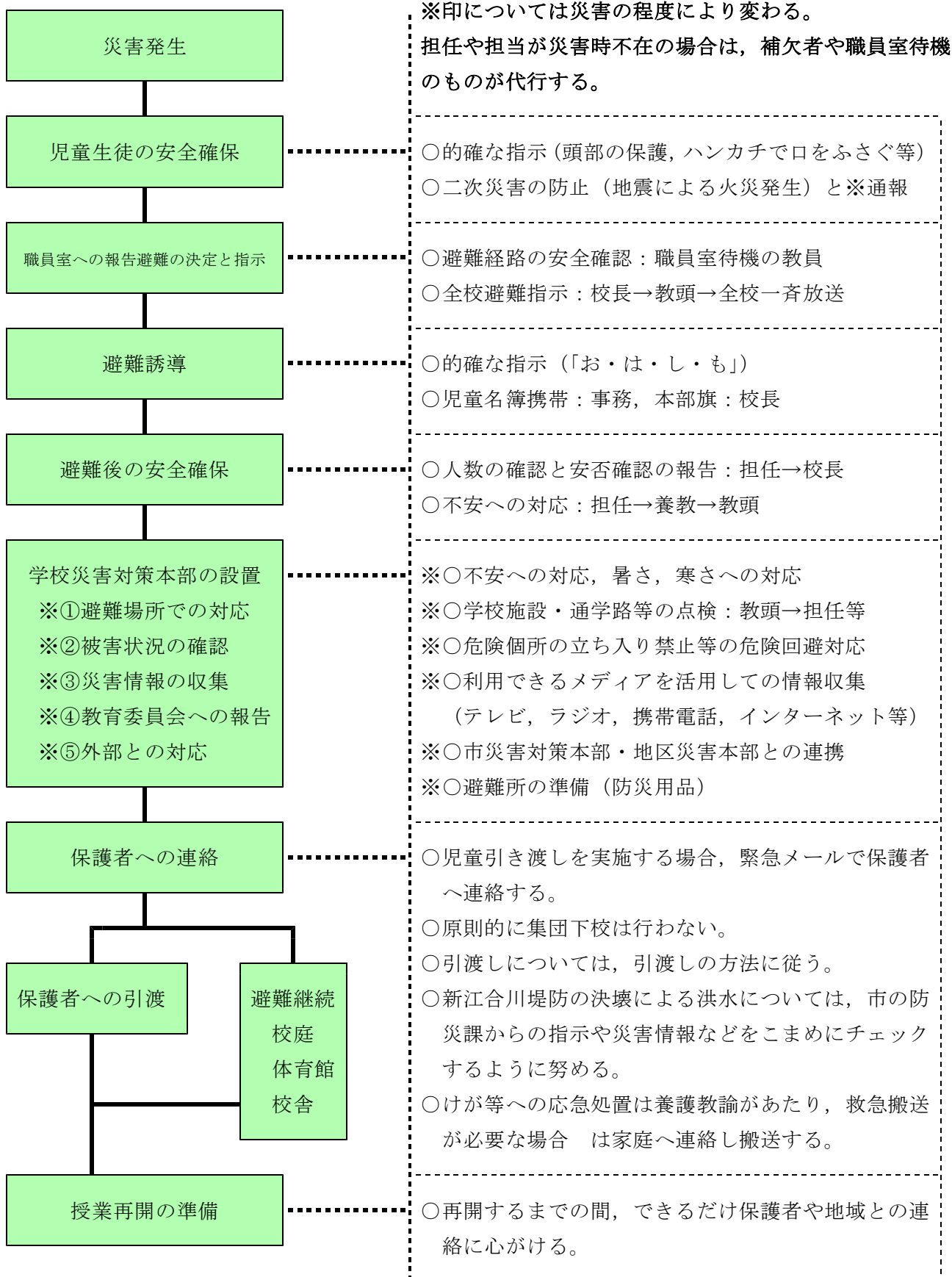
「せ」～ 誠意をもって、全力で

「そ」～ 組織で

《対応上の留意点》

- 事故や事件の状況を詳細に把握し、記録する。
- 教育委員会との連絡を密にする。（報告、相談）

教職員在校時の災害対応マニュアル（基本対応）



災害発生時の児童引渡し等の対応について

【大地震・暴風（雨・雪）、洪水発生時】：突発的な洪水が発生した時の避難場所は会議室とする。

1 児童が学校にいる時に災害が発生した場合

（1）授業を中止し、児童を安全な場所に待機させ、家族が迎えに来るまで待たせる。

- ① 児童は担任が引渡しを行う。その際、引き渡し名簿と児童への問いかけにより、引き受け者を確認する。
- ② 引き渡す相手は、原則として事前に届け出ている人とする。
- ③ 引き渡しができない児童は、敷玉小学校（校庭や体育館、校舎内等）に待機させる。児童のみでは帰宅させない。

2 児童が登校する前の場合

（1）登校前に大地震（震度5強以上）が発生したら、学校メール（tetoru）、災害ダイヤルで自宅待機を知らせる。

（2）被害状況、通学路の安全等の確認に基づき登校開始日を決定する。

3 児童が登下校中の場合

（1）児童は、建物からの落下物、ブロック塀の倒壊等を逃れるために、頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で待機する。

（2）危険な場所から速やかに遠ざかるようにする。（崖崩れが起きそうな場所や堤防が決壊しそうな場所や橋の上、ガス漏れが発生する箇所など）

（3）登下校中に大地震が発生した場合は、家族が通学路へ迎えに行く。

- ① 学校に着いている児童は学校で保護・待機させ、通学路等の安全が確保・確認された時点で保護者への引き渡しの対応を行う。
- ② 通学路の安全確認パトロールを行う、家庭に連絡するなどして、児童の安全を確認する。

4 児童が下校後の場合

（1）学級担任が学校メール（tetoru）を活用し家庭に電話連絡し児童の安全を確認する。状況によっては家庭訪問を行う。

（2）翌日以降の登校については、被害状況、通学路の安全等の確認に基づき登校開始日時を決定し、学校メールと学校から各地区会長に連絡し全家庭に知らせる。

【警報発令時】

1 東部大崎に暴風（雨・雪）警報や洪水警報が発令され危険が予測される場合

（1）午前7時までに、警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。

（2）午前7時までに警報が解除されない場合は、自宅待機にし、学校判断の対応（休校、登校時刻の変更等）を学校メール（tetoru）で知らせる。

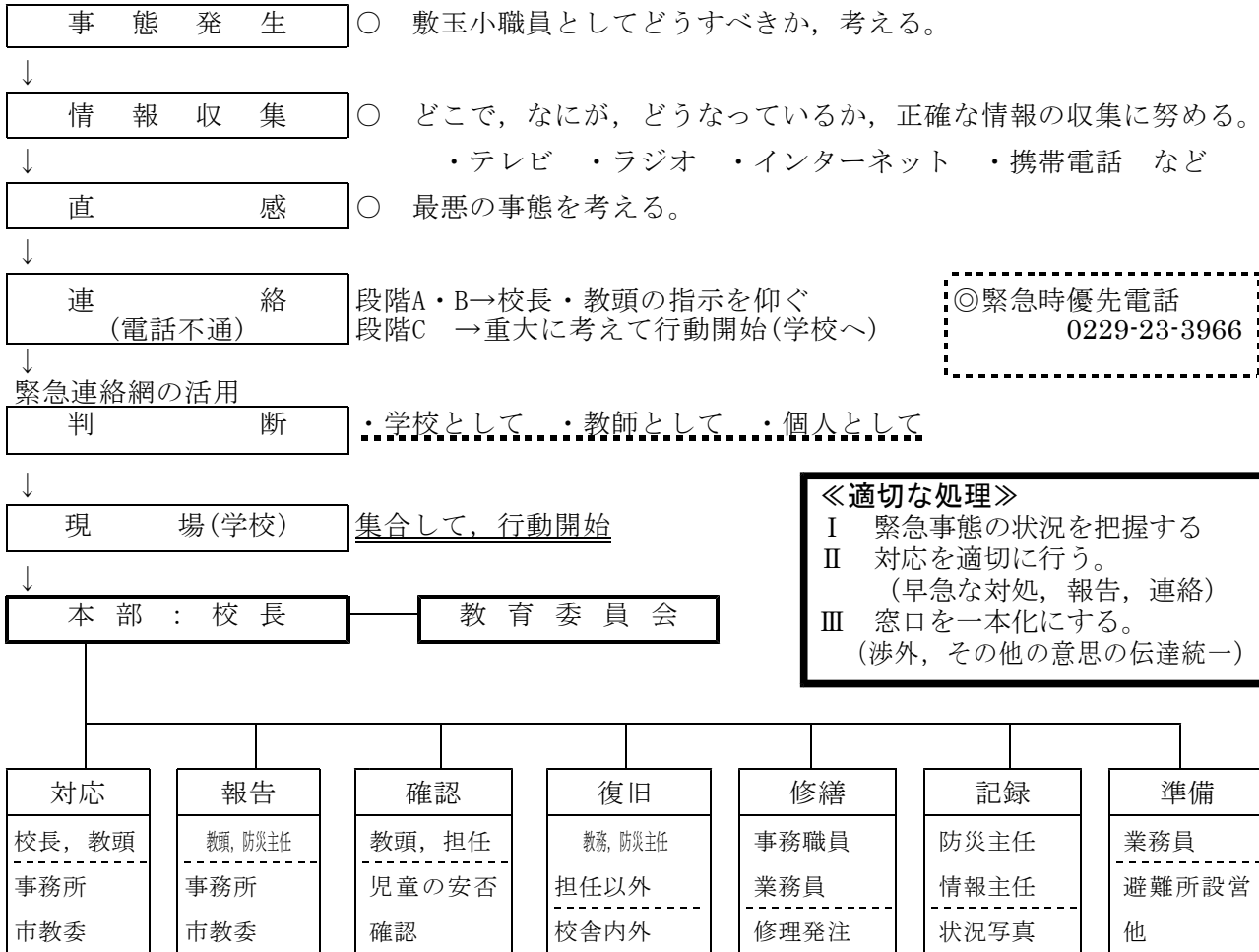
2 児童の登校後に、暴風（雨・雪）警報や洪水警報が発令され危険が予測される場合

児童の下校について安全を確認し、下校（集団下校、もしくは引渡し）させる。ただし、通学路の通行が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められたときは、当該児童の安全を校内において確保し、家庭への引渡しまで待機させる。

- (1) 下校時刻を変更して下校，もしくは引渡しを行う場合は，学校メールと各地区会長（または連絡員）に連絡する。各地区の状況（学校からの距離，通学路の様子，引き取り態勢，児童の構成等）に対応するよう依頼する。
- (2) 引渡しが必要な場合
全ての児童について帰宅が困難と認められたときは，当該児童の安全を校内において確保し，家庭への引渡しまで待機させる。 ※ 地震発生時と同様

勤務時間外の災害対応マニュアル（基本対応）

【基本的行動】



【緊急時の対処について】

- 緊急事態発生 の情報を得た場合は、直ちに校長(教頭)に連絡し、指示を受けて処理する。
連絡不能の場合は教育委員会の指示を受ける。
- 災害・事故発生時は下表を参考にして対応する。

(1) 災害・事故発生時の対応

配備	程度	地震	火災	台風(大雨)	大雪	学校集合範囲
1号	広範囲災害が予想	震度4	未然発見防止策	警報発令	警報発令	校長・教頭自宅待機
2号	数地域に災害発生 災害が拡大の予想	震度5弱	管理職が必要性を 判断	氾濫警戒情報	管理職が必要 性を判断	いずれかの管理職
3号	激甚な災害発生	震度5強以上	事実の発生	被害発生	被害発生	原則として全職員動員

(2) 洪水時の対応：市の防災安全課の情報をこまめにチェックする。

警戒水域	・市の避難準備情報等の発令判断の目安 ・住民の氾濫に関する情報への注意喚起 ・水防団の出動の目安
特別警戒水域	・市長の避難勧告等の発令判断の目安 ・住民の避難判断の参考
危険水域	・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位
指定水域	・水防団が出動して待機する水位

学校再開に向けた対応

【教育再開への取組】

<p style="text-align: center;">児童等，教職員の被害状況確認</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童等の安否と所在場所の確認 ○教職員の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員による家庭訪問，避難所の訪問を行い児童等の被害状況を確認する。 (避難先，連絡方法，健康状態等)
<p style="text-align: center;">家庭・保護者の被災状況の確認</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者の安否と所在場所の確認 ○家屋の被災状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域やPTAと連携を図り，家庭・保護者の安否確認，所在場所，学区内の被災状況の確認を行う。
<p style="text-align: center;">学校施設・設備等の点検</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校舎内外の点検及び補修 ○ライフライン（水道，電気，ガス等）の復旧状況 ○危険箇所の立ち入り禁止の明示，危険物・危険薬等の点検・除去 ○校舎内外の消毒・清掃 ○仮設校舎および移転先の必要性の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○市教委及び市の担当と連絡・連携を図り，施設設備の修理・復旧を行う。 ○ライフラインの状況を点検し，市教委及び市の担当，関係機関に復旧の依頼を行う。 ○危険薬品や危険物の被害状況を確認し，取り扱いに留意し除去などを行う。 ○浸水などがあった場合には，校舎の消毒を実施する。
<p style="text-align: center;">通学方法の確認と通学経路の安全点検</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危険箇所の点検と補修箇所の報告 ○公共交通機関の運行状況等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路の安全を確認し，危険箇所について，関係機関（市，市教委，警察，県土木事務所等）に連絡を行う。 ○交通機関の運行状況により，スクールバスの運行を検討・依頼する。
<p style="text-align: center;">教育環境の整備</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ○授業形態の工夫と教職員の配置 ○教科書，学用品等の損失状況の確認と発注 ○心のケアへの対応 ○PTAへの教育再開についての連絡と協力依頼 ○マスコミ，関係機関等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○当面の授業形態と学習計画を検討し決定する。 ○教科書，学用品の滅失棄損状況を確認し，不足分の対応や確保に努める。 ○スクールカウンセラーの派遣を市教委へ依頼する。 ○PTA，マスコミ対応，関係機関への対応は，校長と教頭が行う。
<p style="text-align: center;">避難所との共存</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営組織との協議 ○立入制限区域の明示 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の体育館または会議室が避難所として使用される場合，立入制限区域を明示したり，お互いの生活ルールを協議・確認する。
<p style="text-align: center;">給食業務の再開</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給食施設，設備の安全点検 ○市教委，食材委託業者との調整 ○保護者への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○給食業務の早期再開に向けて，関係機関と連携を図る。 ○簡易給食，献立の調整を行う。 ○保護者への連絡を早期に行い，理解を求める。

不審者侵入事件の発生

《基本的な考え方》

- ① 不審者侵入を未然に防ぐ危機管理
 - 外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止できるように施設整備を図る。
 - ア 来訪者のための案内図等を入口周辺に設置
 - イ 来訪の際は必ず受付場所に立ち寄る旨の掲示
 - ウ 学校の領域の境界線に見通しの良いフェンス等を採用
 - エ 夜間の安全性確保のため、適切な位置に適切な間隔で街灯を設置
 - オ 校舎内、校地内の見通しを良くし、死角となる場所をなくすよう留意
 - カ 防犯カメラの設置とモニターのチェック
- ② 不審者侵入防止3段階のチェック体制
 - ア 校門入り口まで…職員や地域の方の見守り，輪留めなど。
 - イ 校門から校舎の入り口まで…来校者受付場所の明示。積極的に来校者へ声を掛ける。
 - ウ 校舎への入り口…登下校後の施錠。登下校時の見守りなど。
- ③ 事件発生直後の危機管理
 - 侵入した不審者から子どもや全職員の安全を守ることを第一義に考える。
 - ア 速やかな状況把握と救急・救命 イ 被害の拡大防止・軽減 ウ 関係諸機関との連携
- ④ 侵入者退去後・逮捕後の危機管理
 - 教育の再開に向けた必要かつ適切な対応をする。
 - ア 事態の收拾
 - イ 内外からの問い合わせへの対応
 - ウ 家庭・PTA・地域・関係諸機関との連携
 - エ 情報の収集と整理，状況・対応・結果の記録

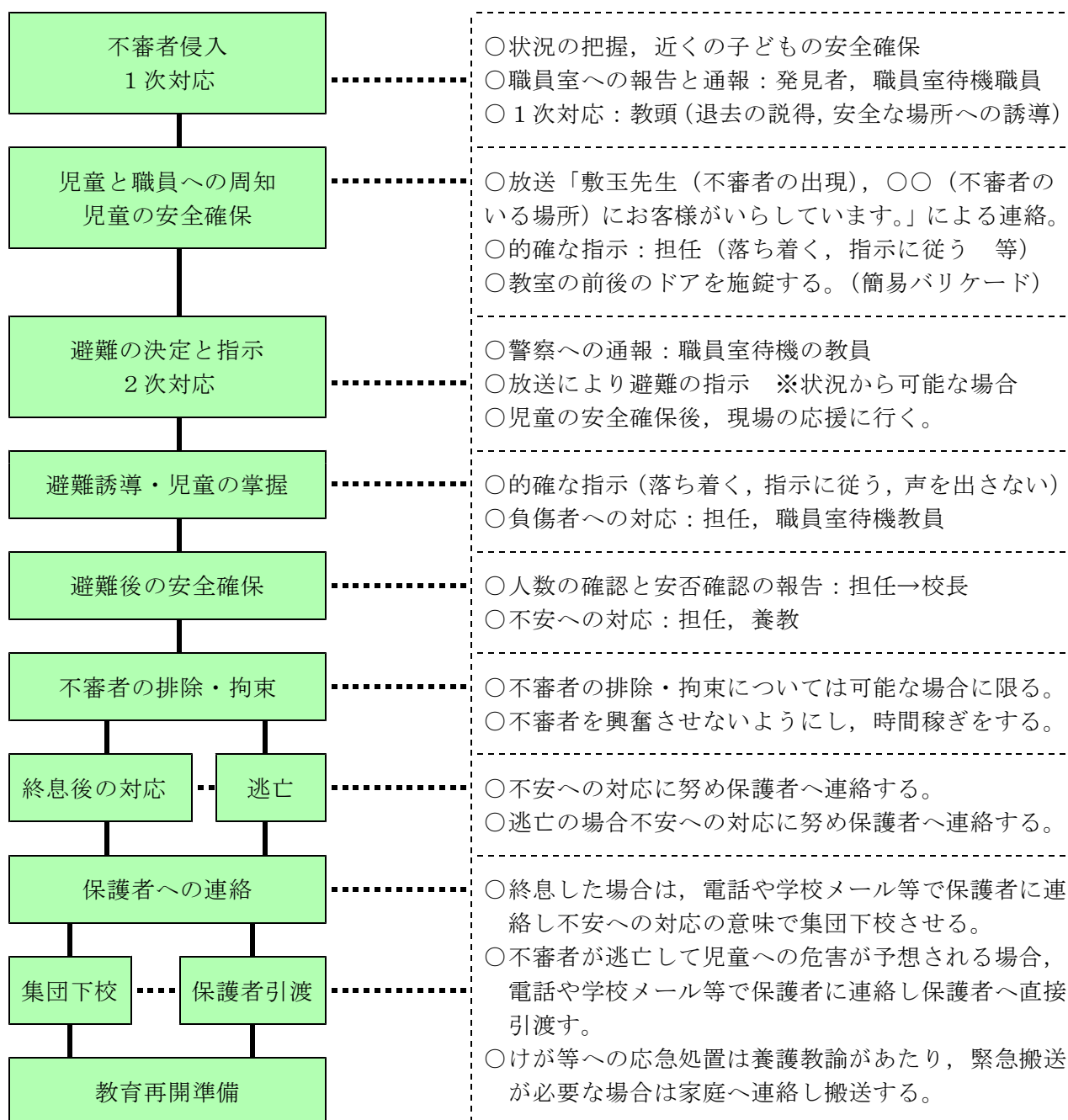
《状況・事態に応じた危機管理体制整備》

- ① 日常の取り組みを行う体制
 - ア 「危機管理マニュアル」の作成と運用
 - イ 「危機管理マニュアル」に基づく訓練の実施
 - ウ 教職員の役割分担の明確化

全体指揮・外部との対応	校長，教頭
保護者等への連絡	教頭，教務主任
避難誘導・安全確保	生徒指導主任，学級担任
不審者への対応	発見者，教頭，男性職員 等
応急手当・医療機関への対応等	養護教諭，保健主事等
電話対応・記録	事務職員等
安否確認	(全体掌握) 教頭 (学級) 学級担任 (校内外巡視) 担任外教職員

- エ 報告・連絡・相談・確認（チェック）ができる体制の整備
- オ 不審者の早期発見・侵入防止 カ 設備・機器の整備 キ 連絡体制等の整備

不審者侵入時の緊急対応マニュアル



事後の対応・措置

- (1) 情報の整理と提供 [子どもの様子，通学路の安全，保護者等の意見，事件・事故の概要]
- (2) 保護者等への説明
- (3) 負傷者等の全容把握，健康状態の把握，心のケア
- (4) 教育再開準備 [実態に即した指導計画の作成，施設，教材等の準備，指導体制の整備]
- (5) 再発防止対策実施 [安全管理の充実（施設設備等の充実，マニュアルの見直し）安全教育の充実]
- (6) 報告書の作成
- (7) 災害共済給付請求

学校管理下内外の事故

【学校管理下内の事故】

事 故 発 生

出血等がひどい場合は発見者が止血し、児童に職員室連絡を指示

職員室・保健室へ連絡

担任等による確認 応急処置

報 告 1 校長・教頭・教務

保護者連絡 養教・学担
病院に連絡 養教・事務職員

報 告 2

校長・教頭・教務・保健主事
生徒指導・安全・学担

事後処理

反 省

事後指導

けが・病気・問題行動等

※周囲の児童の不安をかき立てないように隣接学級で待機するよう指示

養護教諭・教職員処置（首から上の事故・けがには嚴重注意・必ず養護教諭の指示を仰ぐ）

市教委に電話連絡（校長）

学校として、事故内容に応じて、児童の身体と心の安全・安心を第一に心がける

打ち合わせ・運営委員会・職員会議・校内生徒指導委員会等安全主任・生徒指導主任等からの全体指導

学担による個別指導

【学校管理下外の事故】

事 故 発 生

担任・学校へ連絡

報 告 1 校長 教頭 教務
指 示 1

担任等による確認
保護者・医師と会見

報 告 2

校長・教頭・教務・保健主事
生徒指導・安全・学担

事後処理

反 省

事後指導

けが・病気・問題行動等

状況の正確な把握（5W1H）いつ・だれが・どこで・なにを・なぜ・どのように ※必ずメモを

できれば複数で携帯・メモ持参で急行，現場（保護者宅・病院）から報告

市教委に電話連絡（校長）

外部への見解・外部からの問い合わせ→一本化（教頭）

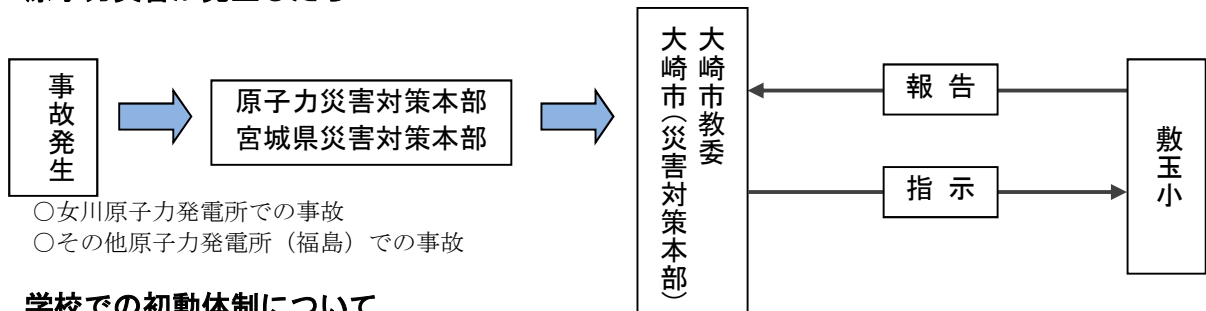
場合によっては文書で報告（時刻や内容のメモ）
入院等の場合は2日以内に第1次，退院後第2次

学校として、事故内容に応じて、児童の身体と心の安全・安心を第一に心がける。

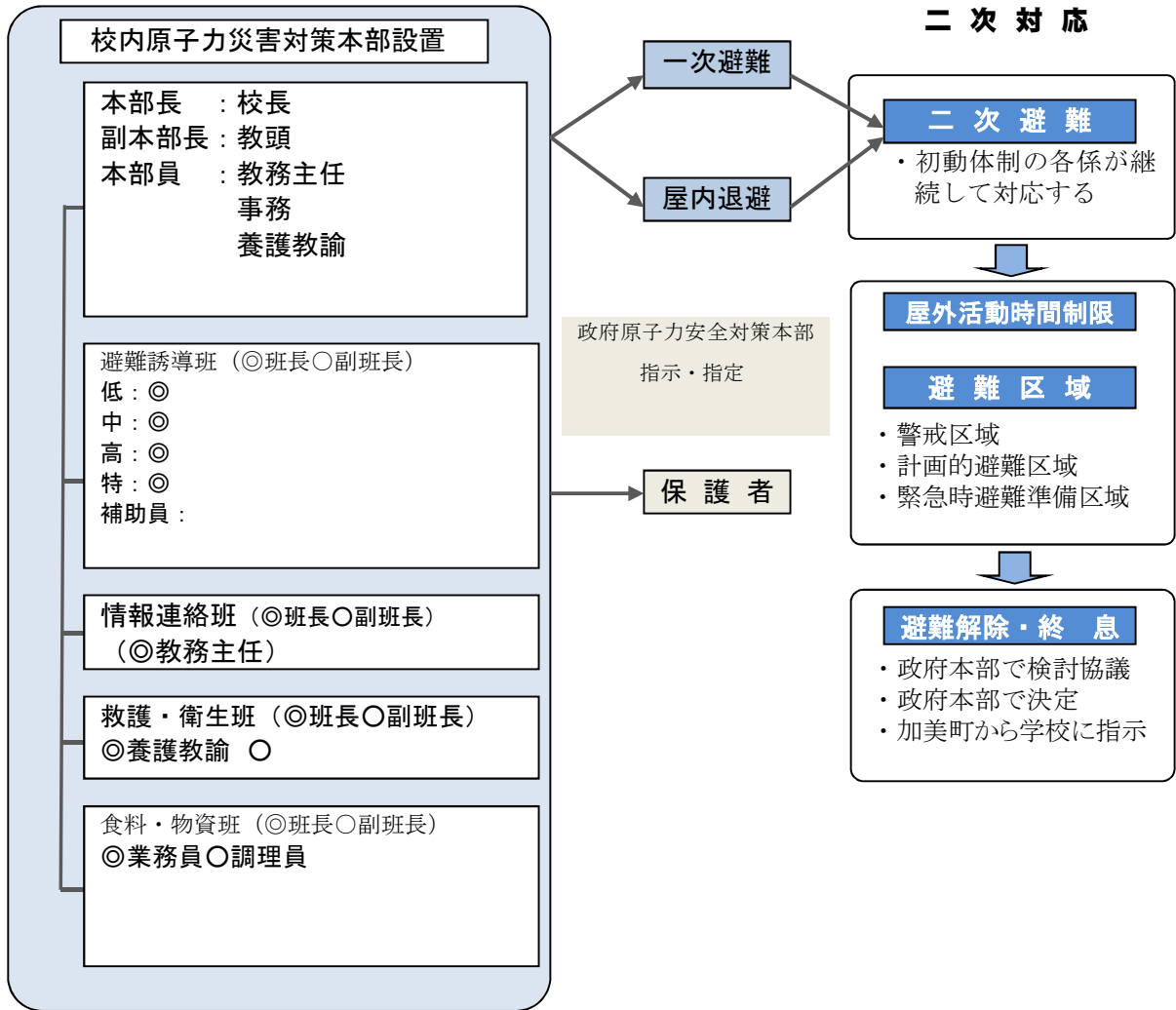
打ち合わせ・運営委員会・職員会議・校内生徒指導委員会等での共通理解の上、安全主任・生徒指導主任等からの全体指導，学担による個別指導

学校における原子力災害時の対応

(1) 原子力災害が発生したら



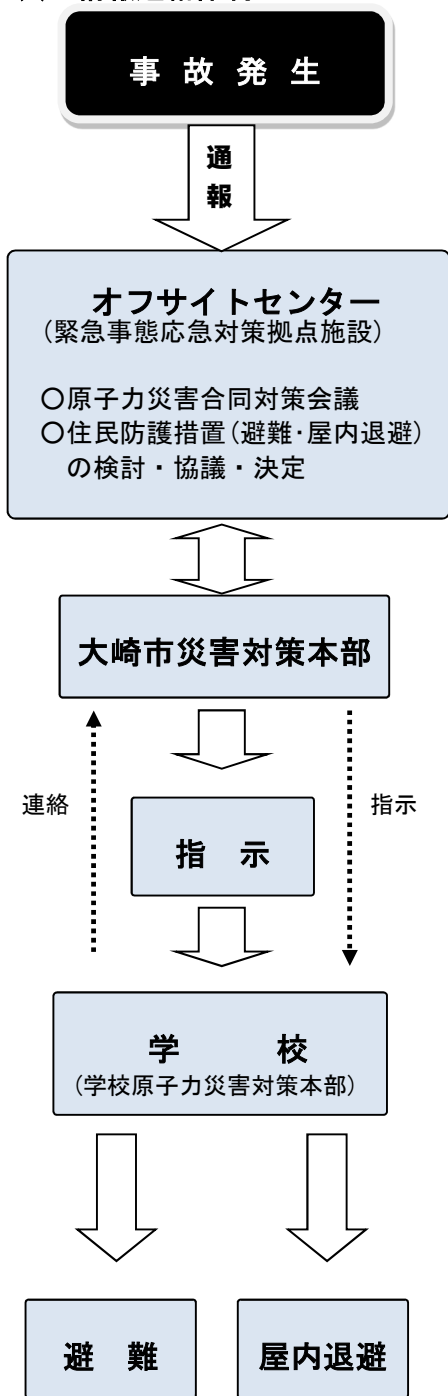
(2) 学校での初動体制について



(3) 場面に応じた災害への対応（教職員）

場面	災害対応策
在校中	○児童が在校中（授業中・休み時間・放課後）の避難・屋内退避の体制を整備しておく。
登下校中	○防災無線や広報車などの放送等をよく聞いて指示に従うよう，児童及び保護者に対し，事前に周知徹底を図っておく。
校外活動中	○原子力施設のある地域での校外学習活動時に原子力災害が発生した場合は，施設管理者，大崎市災害対策本部の指示に従って，児童の安全を確保する。
休業日 (夜間・休日)	○自宅にいる時に災害が発生した場合は，可能な限り避難所へ向かい，児童の所在を確認する。（教職員の自宅が屋内退避対象区域でない場合）

(4) 情報連絡体制



- オフサイトセンターは、災害時に国、県、市町村、原子力事業者等が集まり、災害対策を行う拠点施設である。
- 原子力災害発生時には、原子力災害合同対策会議を設置し、情報共有、意思統一を図り、迅速・的確に緊急事態応急対策を検討・協議・決定される。

- 大崎市が定めた避難計画等により、事故のレベル、風向きなども考慮した避難措置が行われる。
- オフサイトセンターから受けた情報は、あらゆる広報手段で地域住民に伝えられる。

- 学校独自の判断で対応せず、加美町災害対策本部の指示に従って行動する。
- 学校において緊急的な医療行為等の対応が生じた場合は、大崎市災害対策本部に連絡して指示を受ける。

避難

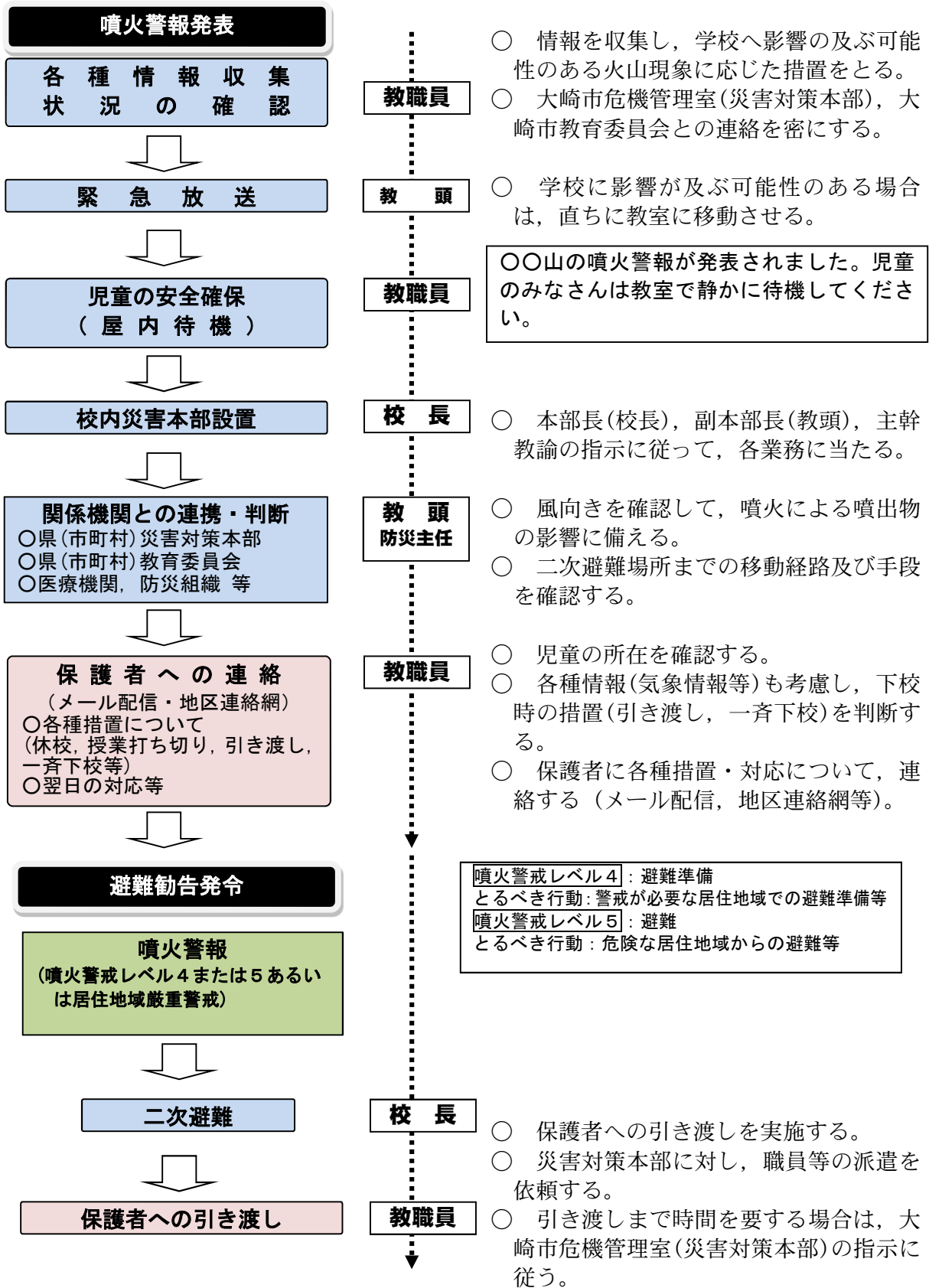
- ◆ 大崎市災害対策本部からの指示により、大崎市が準備した車両で、放射線被ばくを低減できる指定された避難場所へ移動する。

屋内退避

- ◆ 大崎市災害対策本部からの指示により、教室等への屋内退避をすることで、放射線の防護を図る。
- ◆ 屋内退避の指示が発令された場合は、児童を速やかに教室等に避難させ、窓、カーテンを閉めるなど、次の指示が出るまで教室等で待機させる。

火山災害が想定される場合の対応

(1) 火山活動活発時（噴火前）の対応



(2) 噴火発生時の対応（在校時の発生）

- ヘルメットを着用(人数分用意済)する等、身の安全を確保し、直ちに教室に移動させる。
- 情報を収集し、火山活動の状況を迅速かつ正確に把握する。
- 大崎市危機管理室(災害対策本部)等の指示に従い、適切な対応をとる。
- 新たに避難勧告が発令された場合には、二次避難場所へ移動するなど迅速な応急対策をとる。
- 前兆現象がなく噴火が発生した場合には、前項の対応を至急実施する。

(3) 噴火警報，噴火予報について

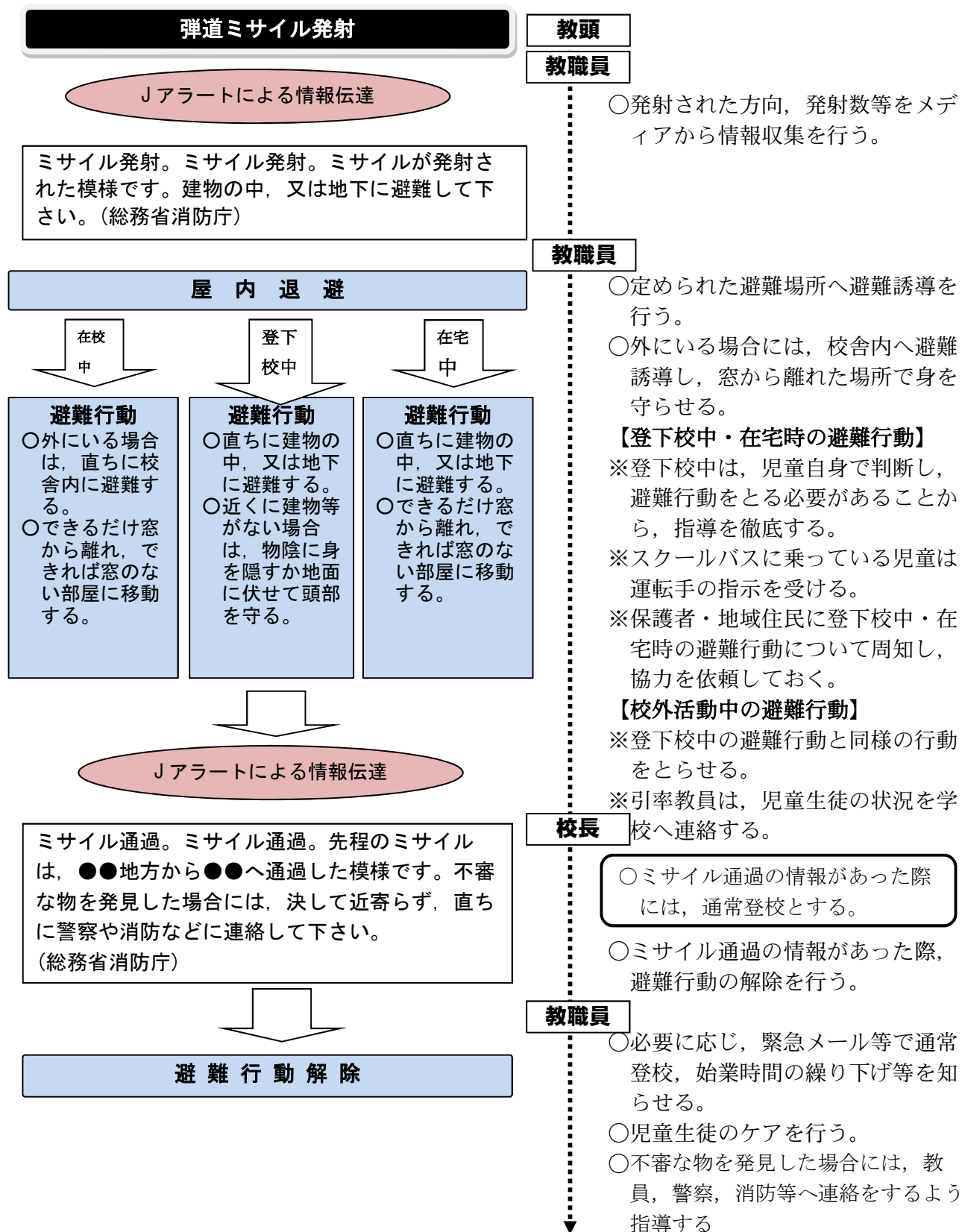
名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報(居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
警報	噴火警報(火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

噴火警戒レベル導入火山における噴火警報，噴火予報は次の表のとおり。

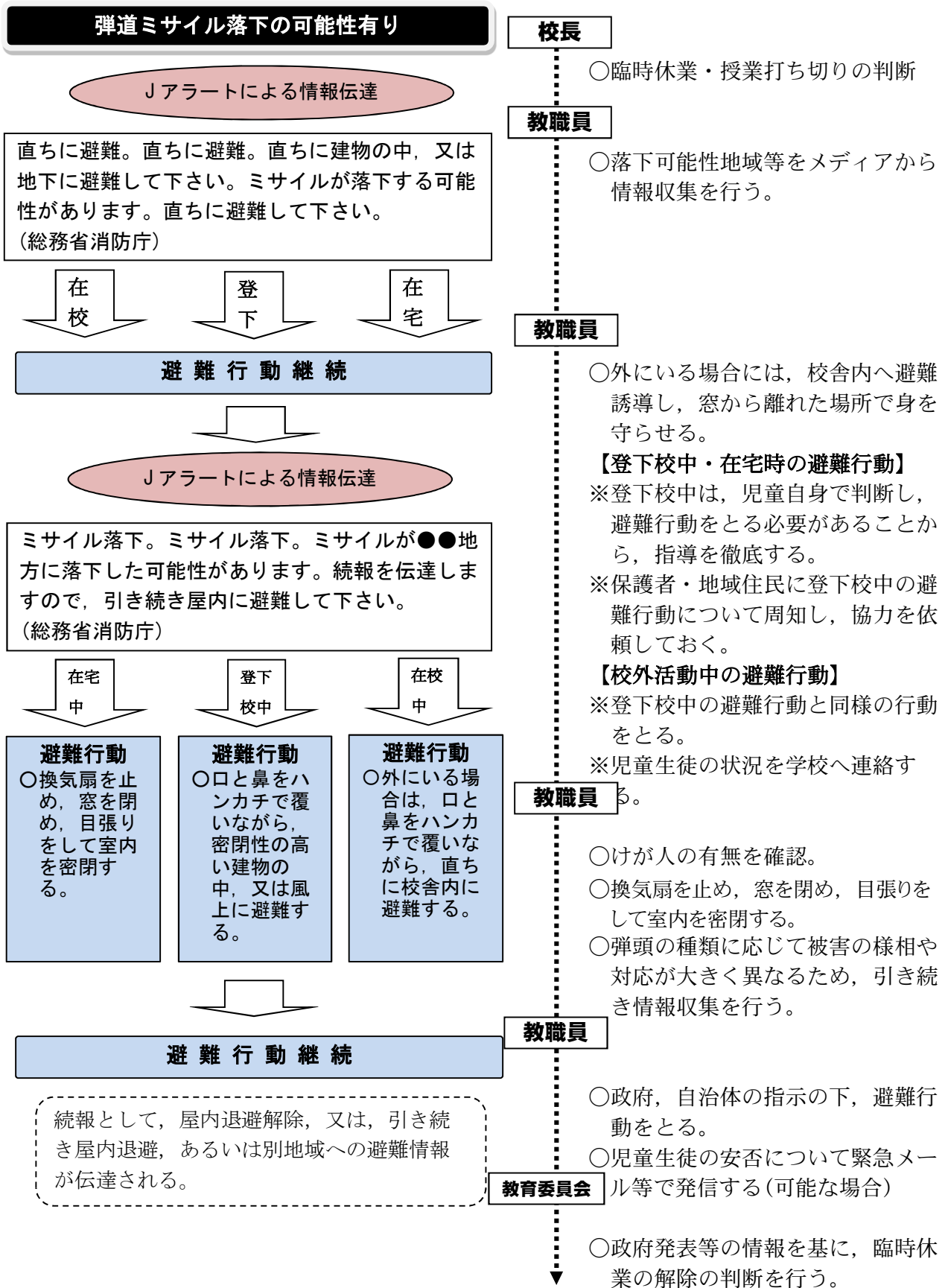
※いずれも気象庁HPから

爆発等に対する対応 ～弾道ミサイル・爆破予告への対応～

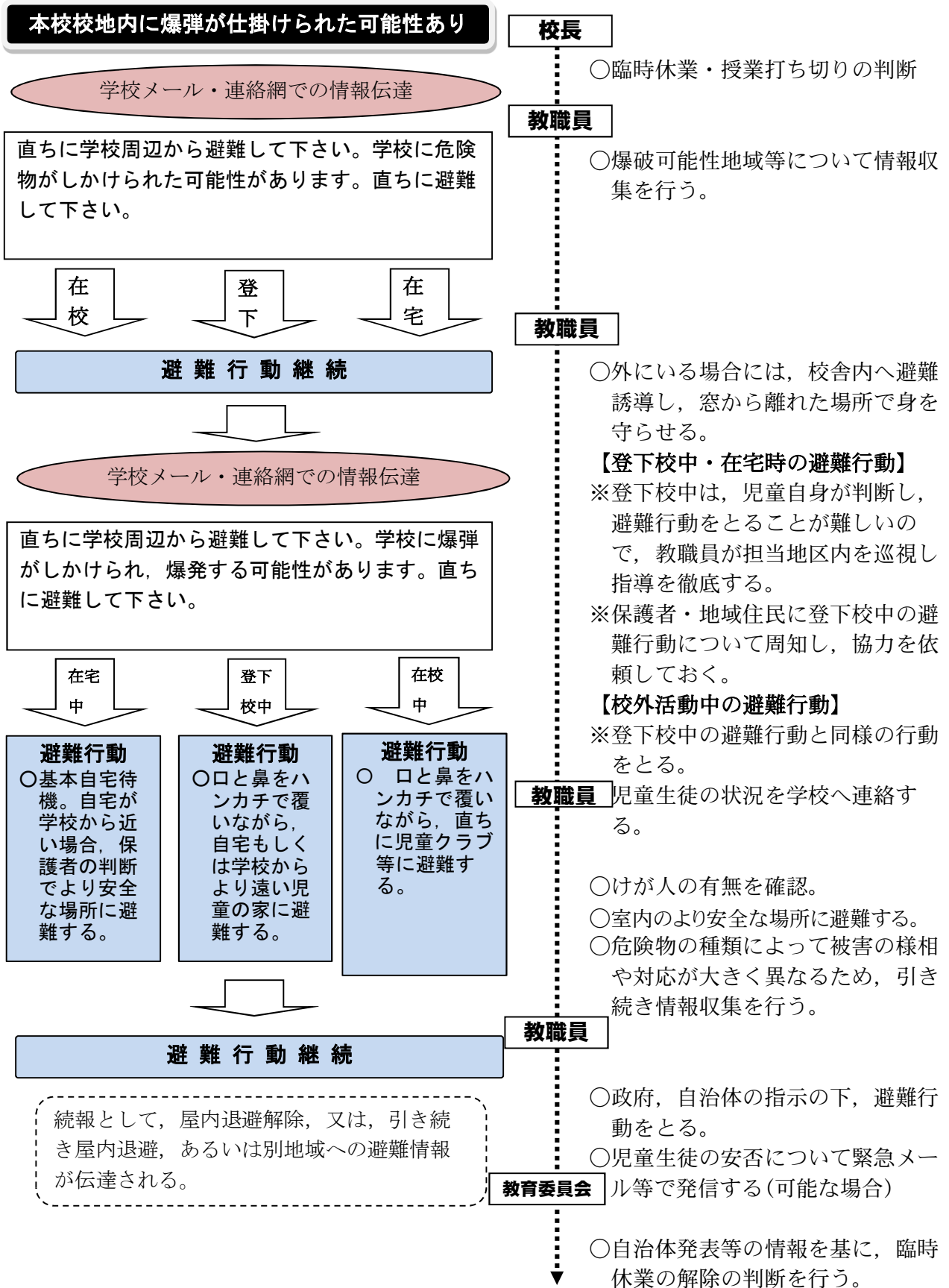
(1) 弾道ミサイル発射時の対応 (日本に飛来する可能性のある場合)



(2) 弾道ミサイル落下時の対応 (日本の領土・領海に落下する可能性がある場合)



(3) 爆破予告への対応 (本校が爆破される可能性がある場合)



初動避難所開設の流れ

* 敷玉小学校と敷玉公民館は、大崎市の指定避難場所に指定されている。

災害発生

地震発生時

地区にいる緊急初動隊が状況を把握し、大崎市の判断の下で避難場所とする。

水害発生時

避難所にするかどうかは、ケースバイケースであり、総務課が状況を見て、大崎市が判断する。

* 敷玉地区の緊急初動隊

- ・中山貴人 さん
- ・泉田耕佑 さん

問い合わせ先

大崎市防災安全課

電話 0229(23)5144

FAX 0229(24)2249

Email bousai@city.osaki.miyagi.jp

* 避難所設置の判断、統率等は、大崎市で行う。

* 学校は、施設管理面で協力をする。

(公民館は、避難場所開設の指示がなくても、避難者を受け入れる。その後、小学校が避難場所になった場合、小学校へ移動してもらう。)

大崎市立敷玉小学校 初動時避難所開設・運営マニュアル

東日本大震災等の大規模災害発生後において、学校は、児童及び地域住民の安全を守るとともに、地域の防災拠点としての重要な役割を担うことになり、緊急時には、被災住民が避難してくることが想定される。

そうした場合に、円滑な避難所の開設・運営ができるようにすることが重要である。

このマニュアルは、本校に大崎市担当者等が配置されるまでの初動時のものである。

【地震の場合】

1 避難所としての開放区域

(1) 開放区域

- ①第一の使用可能な開放区域を体育館とする。
- ②体育館で収容しきれない場合に、2階の会議室を開放する。
- ③校長室、職員室、保健室、理科室、家庭科室等の特別教室は、原則として開放しない。
- ④避難者の駐車場は公民館駐車場及び校庭北側、避難所必要物資搬入等の駐車場は校舎裏とする。

(2) 本部

- ①災害対応への全体本部は、校長室とする。
- ②避難所の本部は、体育館内ミーティングルームとする。
- ③本校教職員及び大崎市職員との本部会議は、校長室で行う。
- (3) マスコミへの記者会見等の対応は、若草ホール（会議室）で行う。
- (4) 地域の代表者等との話し合いや説明会は若草ホールで行う。

2 避難所運営体制及び役割

全体管理	関係機関との連絡調整、施設の管理	校長・教頭
総務班	避難所全般の取りまとめ・地域との連絡調整	教務主任・防災主任
名簿班	避難民の名簿作成・連絡版の設置	生徒指導主任、各担任
救護班	負傷者への対応・薬品等の準備	養護教諭
児童管理班	児童の管理・名簿作成・引き渡し対応	各学級担任
物品係	必要物品の確保と準備	事務職員、業務員
誘導係	避難者の受け入れ誘導（駐車場等）	栄養士、給食調理員

3 備えておくべき物品（学校として準備できるもの）

<input type="checkbox"/> 医薬品	<input type="checkbox"/> ろうそく	<input type="checkbox"/> マッチ（ライター）	<input type="checkbox"/> 懐中電灯
<input type="checkbox"/> 電池（単1～単4）	<input type="checkbox"/> トイレトペーパー	<input type="checkbox"/> ティッシュペーパー	<input type="checkbox"/> タオル
<input type="checkbox"/> ゴミ袋	<input type="checkbox"/> 生理用品	<input type="checkbox"/> バケツ	<input type="checkbox"/> 拡声器
<input type="checkbox"/> 児童・職員名簿	<input type="checkbox"/> ガムテープ	<input type="checkbox"/> セロテープ	<input type="checkbox"/> マジック
<input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/> 軍手	<input type="checkbox"/> 筆記用具	<input type="checkbox"/> ゴム手袋
<input type="checkbox"/> ぞうきん	<input type="checkbox"/> 避難者確認票・名簿	<input type="checkbox"/> 児童引渡し名簿（6冊）	<input type="checkbox"/> ルール表
<input type="checkbox"/> トランシーバー	<input type="checkbox"/> 表示	<input type="checkbox"/> 地区名簿枠	

4 避難所開設までの流れ

* 児童の安全確認・避難誘導

* 負傷者等の確認→応急手当，病院への搬送

① 施設の解錠

- ・ 鍵の保管場所 職員室キーボックス
- ・ 鍵の所有者 校長・教頭・事務職員・業務員

② 施設の安全確認

- ・ 建物の傾き，周辺地盤の様子，床・窓ガラスの損傷等
- ・ 火災発生の危険性，ガス漏れ
- ・ 通電，通水状況，トイレ状況，放送設備状況
- * 危険箇所には，張り紙やロープ等を張るなど。

③ 教育委員会への状況報告（原則として教頭が行う）

- ・ 教育総務課
- ・ 学校教育課

④ 避難所への誘導

- ・ 受け入れ可能施設への避難誘導
- ・ 駐車場の整理（緊急車両の通路の確保）

⑤ 必要物品の準備

- ・ トイレ用の水の確保

⑥ 避難者の確認及び名簿の作成

- ・ 避難者確認票の記入，提出 → 名簿の作成
- ・ 車両所有者票の記入 → ダッシュボードへ提示依頼

⑦ 施設利用上のルールの周知

- ・ 使用施設の周知
- ・ トイレの使用の仕方
- ・ 火気の使用
- ・ 喫煙場所の指定
- ・ ペットの扱い等

* 施設利用上のルール表を貼付する。（当初は，最低限のルールとする）

避難者確認票

No. _____

入所年月日：令和 年 月 日

①氏名		男・女	年 齡 才
②住所	【行政区 】		
③電話番号	(自宅)	—	—
	(携帯)	—	—
④一緒に避難 したご家族	男・女 才	男・女 才	
	男・女 才	男・女 才	
	男・女 才	男・女 才	
⑤既往症			
⑥持込み車両	登録番号： —	車種：	
⑦連絡事項	*知っておいてほしいこと等がありましたらお書きください。		

退所年月日	令和 年 月 日
転出先 (連絡先)	○住所：
	○電話番号： — —
備考	*この欄は記入しないでください。

*内容に変更がある場合には、速やかに担当者に申し出てください。

避難者名簿一覽表

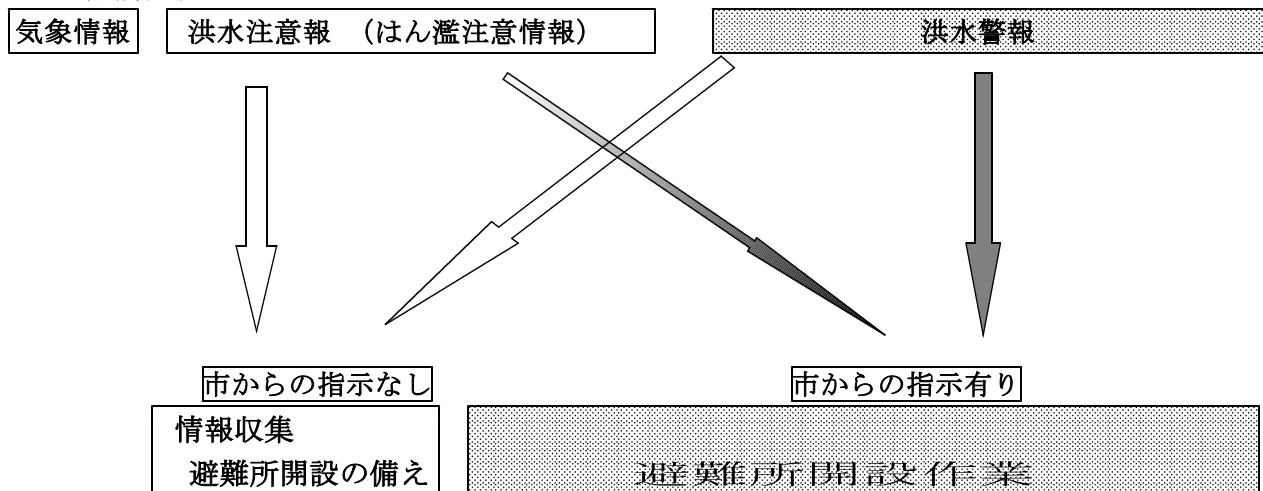
No. _____

No	氏名	性別	年齢	住所	行政区	入所日	退所日	連絡先
1						/	/	
2						/	/	
3						/	/	
4						/	/	
5						/	/	
6						/	/	
7						/	/	
8						/	/	
9						/	/	
10						/	/	
11						/	/	
12						/	/	
13						/	/	
14						/	/	
15						/	/	
16						/	/	
17						/	/	
18						/	/	
19						/	/	
20						/	/	

大崎市立敷玉小学校 初動時避難所開設・運営マニュアル 2

【水害で堤防決壊の恐れのある場合】

1 避難所開設まで



受付	本部の設置	開放教室	救護所	物品の準備 確認	誘導
<ul style="list-style-type: none"> 地区名簿 避難者確認表 車両所有者表 受付表示 引き渡し名簿 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局の机を設置。 会議用の机椅子を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 机を端に寄せスペースを作る。 清掃。 	<ul style="list-style-type: none"> 音楽室の楽器等を教材室に移動。 必要な物品を保健室から搬入。 	<ul style="list-style-type: none"> ろうそく ライター 懐中電灯 電池 トイレットペーパー ティッシュペーパー タオル ゴミ袋バケツ 拡声器 児童職員名簿 ガムテープ・セロテープ マジック ラジオ 軍手 筆記用具 ゴム手袋 ぞうきん ルール表 表示 	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れ可能施設への避難誘導 駐車場の整理 (緊急車両の通路の確保)
【児童がいる場合の担当】 教務	教頭, 事務	6年担任 6年生	養護教諭	教頭, 教務, 事務, 業務員, 防災主任	業務員
【児童がいない場合の担当】 栄養教諭, 事務	教頭, 教務, 防災主任	教室担当教諭	養護教諭	防災主任, 事務, 業務員	業務員

準備完了

避難受け入れ開始

1 避難所としての開放区域

(1) 開放区域

- ① 使用可能区域は2階の次の箇所とする
2の1 3の1 4の1 児童会室 5の1 6の1
- ② (1階) 校長室, 職員室, 若草ホール, 体育館, 1階教室特別教室, 原則として開放しない。
(2階) 家庭科室, 理科室は原則として解放しない。
- ③ 避難者の駐車場は公民館駐車場及び校庭北側, 避難所必要物資搬入等の駐車場は校舎裏とする。
- ④ 校舎開放計画図
別紙1 (児童が学校にいる場合), 別紙2 (児童が学校にいない場合)

(2) 本部

- ① 災害対応への全体本部は, 会議室とする。
- ② 本校教職員及び大崎市職員との会議は, 本部 (会議室) で行う。
- (3) 地域の代表者等との話し合いや説明会は3年1組で行う。
- (4) 救護室は音楽室とする。

2 避難所運営体制及び役割

全体管理	関係機関との連絡調整	施設の管理	校長・教頭
総務班	避難所全般の取りまとめ・地域との連絡調整		教務主任・防災主任
名簿班	避難民の名簿作成・連絡板の設置		生徒指導主任, 各学級担任
救護班	負傷者への対応・薬品等の準備		養護教諭
児童管理班	児童の管理・名簿作成・引き渡し対応		各学級担任
物品係	必要物品の確保と準備		事務職員, 業務員
誘導係	避難者の受け入れ誘導 (駐車場等)		業務員

3 備えておくべき物品（学校として準備できるもの）

<input type="checkbox"/> 医薬品	<input type="checkbox"/> ろうそく	<input type="checkbox"/> マッチ（ライター）	<input type="checkbox"/> 懐中電灯
<input type="checkbox"/> 電池（単1～単4）	<input type="checkbox"/> トイレトペーパー	<input type="checkbox"/> ティッシュペーパー	<input type="checkbox"/> タオル
<input type="checkbox"/> ゴミ袋	<input type="checkbox"/> 生理用品	<input type="checkbox"/> バケツ	<input type="checkbox"/> 拡声器
<input type="checkbox"/> 児童・職員名簿	<input type="checkbox"/> ガムテープ	<input type="checkbox"/> セロテープ	<input type="checkbox"/> マジック
<input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/> 軍手	<input type="checkbox"/> 筆記用具	<input type="checkbox"/> ゴム手袋
<input type="checkbox"/> ぞうきん	<input type="checkbox"/> 避難者確認票・名簿	<input type="checkbox"/> 児童引渡しカード (7冊)	<input type="checkbox"/> ルール表
<input type="checkbox"/> 車両所有者票	<input type="checkbox"/> 地区名簿枠	<input type="checkbox"/> 表示	

4 その他配慮事項

① 避難者の安全確認

- * 児童の安全確認・避難誘導
- * 負傷者等の確認→応急手当，病院への搬送

② 施設の解錠

- ・鍵の保管場所 職員室キーボックス
- ・鍵の所有者 校長・教頭・事務職員・業務員

③ 施設の安全確認

- ・火災発生の危険性，ガス漏れ
- ・通電，通水状況，トイレ状況，放送設備状況
- *危険箇所には，張り紙やロープ等を張るなど。

④ 教育委員会への状況報告（原則として教頭が行う）

- ・教育総務課
- ・学校教育課

⑤ 必要物品の準備

- ・トイレ用の水の確保

⑥ 避難者の確認及び名簿の作成

- ・避難者確認票の記入，提出 → 名簿の作成
- ・車両所有者票の記入 → 連絡板へ提示依頼

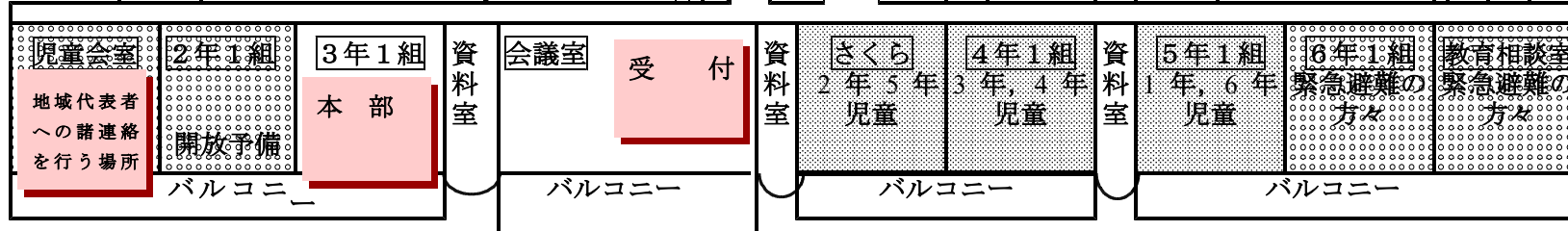
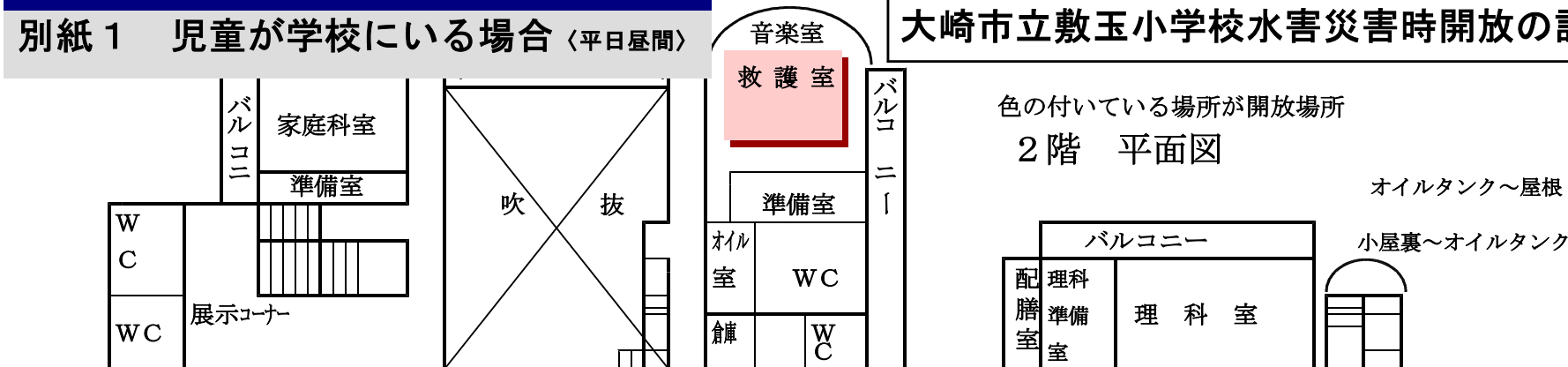
⑦ 施設利用上のルールの周知

- ・使用施設の周知
- ・トイレの使用の仕方
- ・火気の使用
- ・喫煙場所の指定
- ・ペットの扱い等

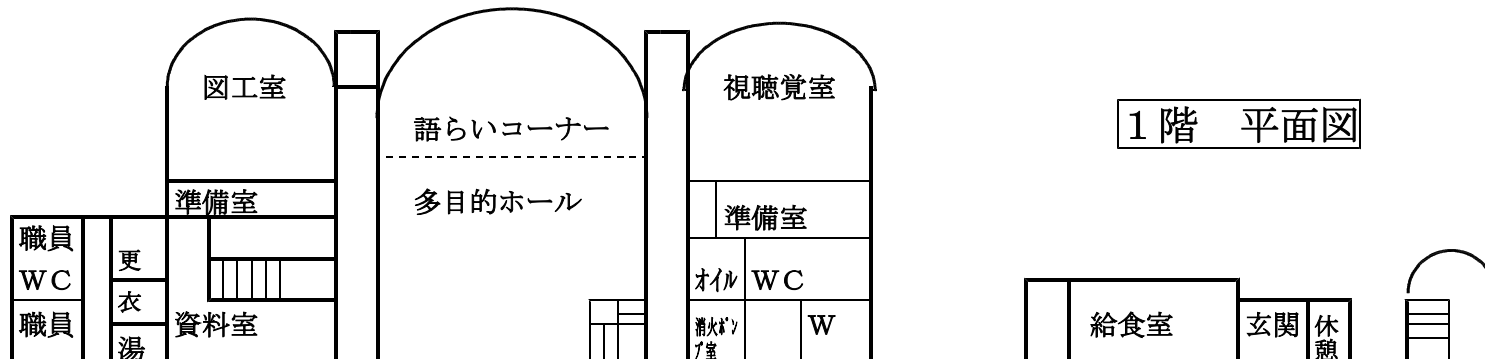
*施設利用上のルール表を貼付する。（当初は，最低限のルールとする）

別紙1 児童が学校にいる場合〈平日昼間〉

大崎市立敷玉小学校水害災害時開放の計画



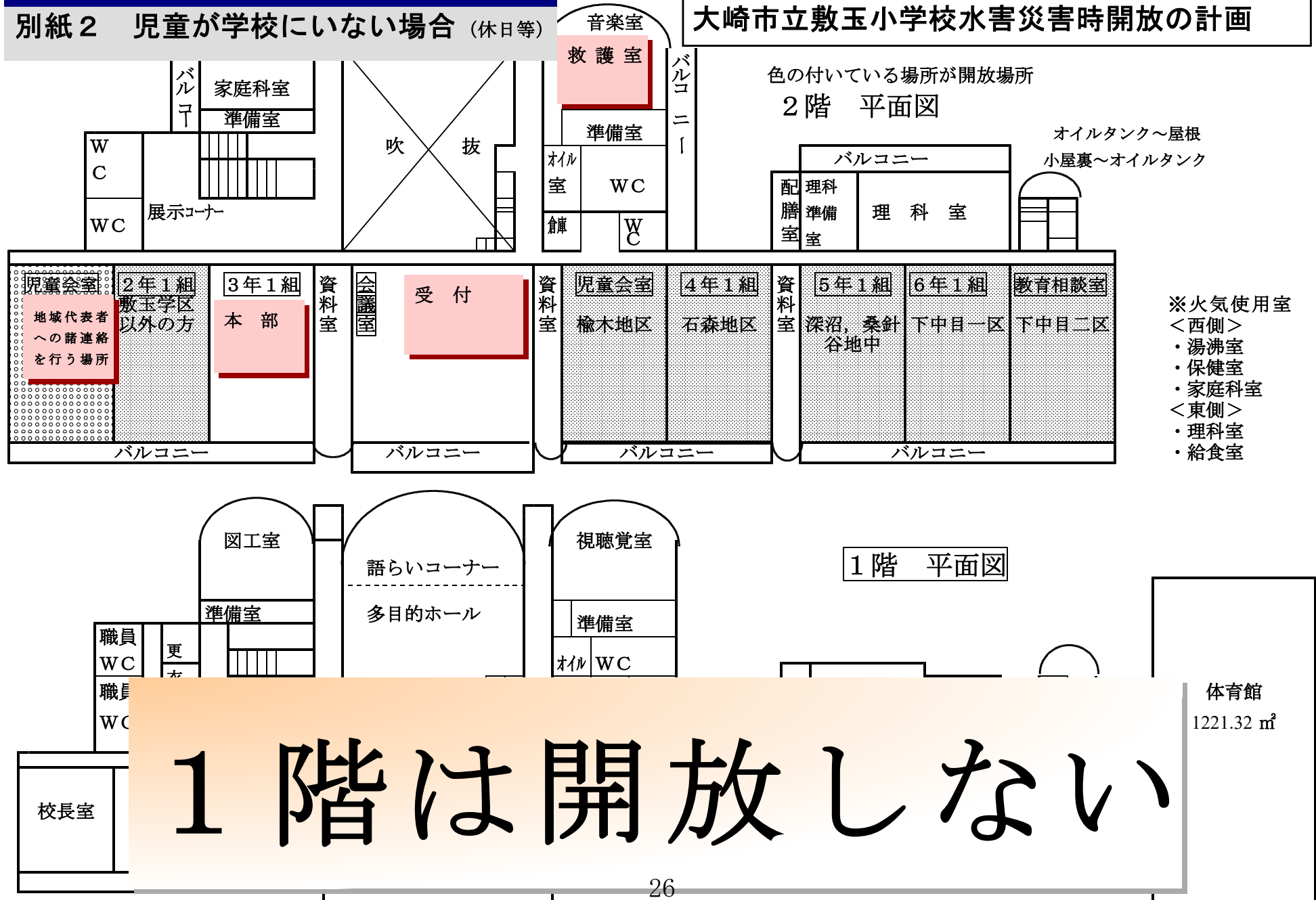
- ※火気使用室
 <西側>
 ・湯沸室
 ・保健室
 ・家庭科室
 <東側>
 ・理科室
 ・給食室



1階は開放しない

別紙2 児童が学校にいない場合 (休日等)

大崎市立敷玉小学校水害災害時開放の計画



防災委員会（地域連携）

大崎市立敷玉小学校

1 目的

児童の生命を守るために地域の協力を得て、登下校時や休日を含めた学校の安全・防災体制を強固なものにするとともに、災害における市役所や学校、地域等の関係諸機関との対応を確認する。

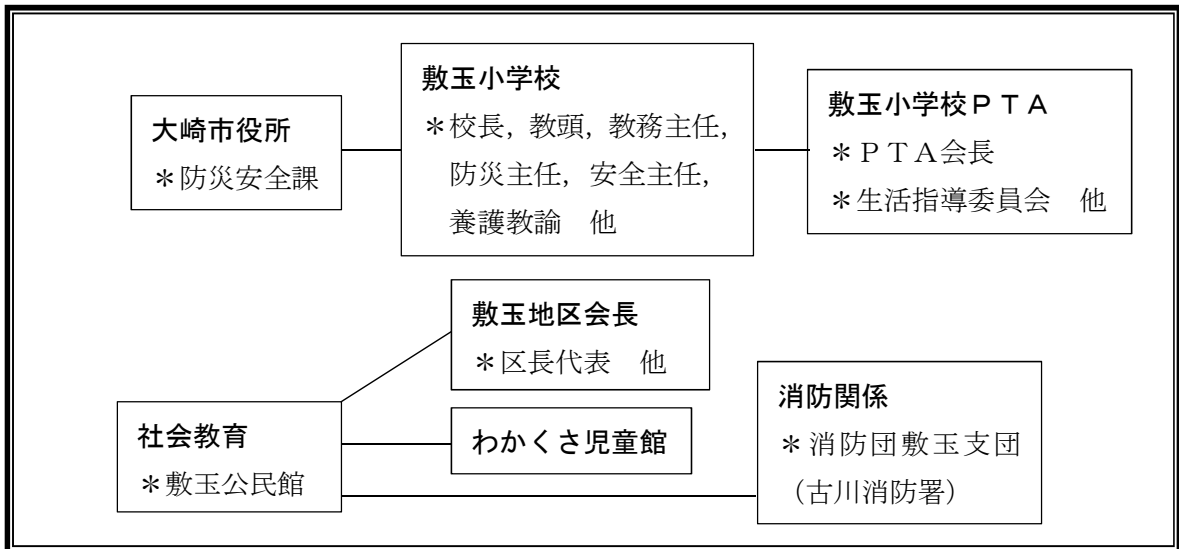
2 主な協議内容

- ・災害・事故発生時における各機関と連携した対応方法

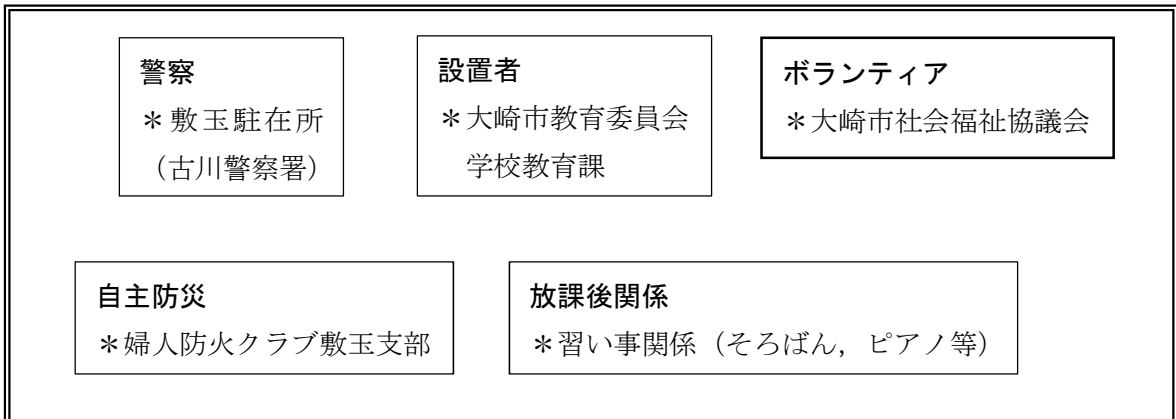
3 構成員

校長，教頭，教務主任，防災主任（運営責任者），安全主任，養護教諭，大崎市防災安全課，公民館，区長代表，消防団長，PTA役員等

4 組織（案）



<必要に応じて参加>



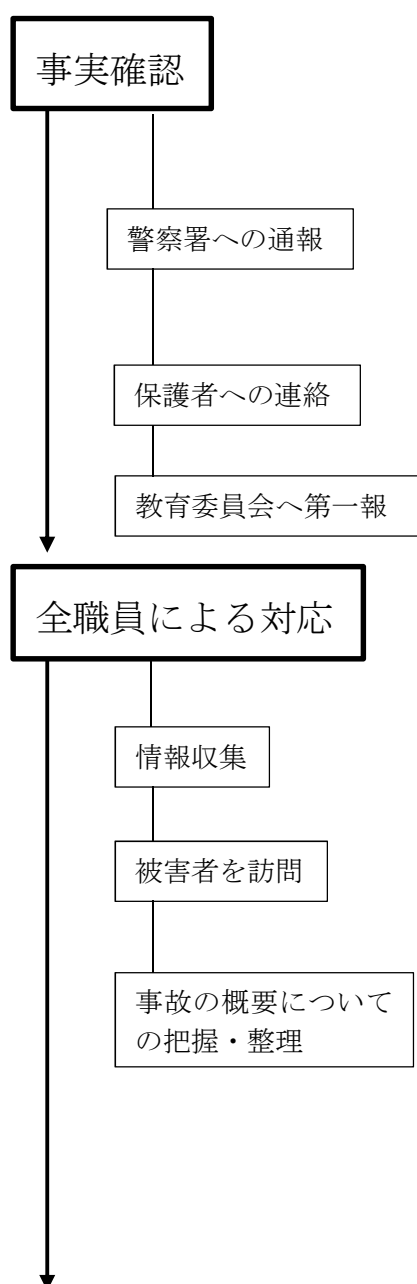
交通安全についての危機管理

1 交通事故が発生した場合の対応

<未然防止のためのポイント>

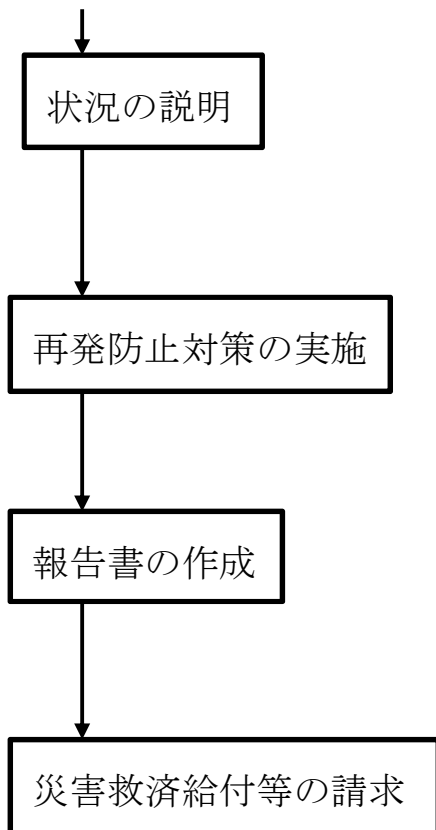
- ① P T A, 交通指導隊, 駐在所と連携して通学路の安全点検を行い, 危険個所があれば速やかに道路管理者へ改善を要請する。
- ② 交通ルールやマナーを守ることについての指導をする。
- ③ 交通少年団やネッカチーフの日の活動を通して, 自分自身と自動車や自転車の運転手に交通安全意識をもつようにさせる。

【対応の流れ】



【具体的な対応】

- (1) 事故発生連絡が入ったら, 直ちに校長 (教頭) へ報告し, 複数の職員で現場に急行する。
* 周囲に児童がいた場合には, 落ち着かせ, 安全な場所に移動させる。
- (2) 警察へ通報し, 状況を確認する。
* 事故を目撃した児童へ警察からの事情聴取がある場合は, 必ず教職員が立ち会う。
- (3) 被害者児童の保護者に連絡し, 状況を説明する。
- (4) 校長 (教頭) は, 教育委員会に第一報を入れる。
- (5) 校長 (教頭) は, 役割分担を決め, それに基づき, 学校の対応を指示する。
- (6) 警察と連携しながら, 事故に至った経緯, 状況を可能な限り収集する。
- (7) 被害者を訪問する。(病院, 家庭)
* 容体の, 状況の把握, 説明 (処置の状況, 回復の見通し等)
- (8) 事故の全容等を収集した情報を整理する。
- (9) 校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主任, 養護教諭, P T A 役員等で今後の対応を話し合う。
* 保護者への連絡
* 関係機関との連携 等



- (10) PTA役員と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等を開き、保護者への説明を行う。その場合、児童等のプライバシーの保護に十分配慮する。
- (11) 必要に応じて、報道機関等への情報提供をするなどの対応を行う。
- (12) 再発防止のための指導を行う。
*全校集会等を実施し、事故の事実や学校としての対応を伝えるとともに、交通安全に関する指導を徹底する。
- (13) 事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。
*事故を目撃した児童に対しては、関係機関・団体と連携しながら、個別に心のケアに努める。
- (14) 日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付のための書類を作成し、必要な証明書等を添付して請求する。

<事故報告の例>

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大崎市教育委員会
教育長 〇〇 〇〇 様

大崎市立敷玉小学校
校長 〇〇 〇〇

職 印

〇〇〇〇の事故についての報告

このことについて、その概要を（別紙意見書を添えて）、下記の通りに報告いたします。

記

- 1 事故の種別 交通事故 学校管理下内（外）
- 2 事故者
児童氏名 〇〇 〇〇 〇年〇組 男（女）（令和〇〇年〇〇月〇〇日生）
保護者氏名 〇〇 〇〇 職業 〇〇勤務
住 所 大崎市〇〇〇 電話0 2 2 9 - 〇〇 - 〇〇〇〇

相手方氏名 〇〇 〇〇（〇歳） 職業 〇〇勤務
住 所 〇〇〇〇 電話〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
* 警察や病院等から除法を得られない場合 「相手方不詳」もありうる。
- 3 事故発生年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日） 〇時〇分頃（～〇時〇分頃）
- 4 事故の発生場所 〇〇市〇〇丁目〇〇番地
国道〇〇号線と県道〇〇線の交差点
* 現場付近地図、事故状況図を添付
- 5 事故の概要（事故発生の状況、処理後の状況、診断結果等を簡潔に記す）
〇〇〇〇（以下、本児童と記す）は、徒歩で登校中、平成〇年〇月〇日（〇曜日）〇時〇分頃、県道〇〇号線を〇〇方面に向かって横断しようとしたところ、右側から進行してきた相手方の乗用車と接触した。本児童は、右足、右胸を強打し、救急車で〇〇病院に搬送され、右大腿骨骨折全治1ヶ月との診断結果であった。

6 処置の概要（学校としてとった処理・処置などの対処の概要を記す）

○月○日（○曜日）

午前○時○分 ○○教頭から連絡を受けた小職は、直ちに教頭、○○教諭を現場に急行させるとともに、大崎市教育委員会○○に報告した。また、教頭に本児童の保護者に連絡するように指示した。

午前○時○分 本児童は救急車で○○病院に搬送された。母親が救急車に同乗し、○○教頭と○○教諭は車で病院に向かった。

午前○時○分 治療が終了した。○○教頭は、母親から、右大腿骨骨折で約1ヶ月の入院加療を要すると話された。その後、○○教頭と○○教諭は本児童と面会し、帰校した。

午後○時○分 小職は、○○病院で本児童を見舞った。ひどい痛みはなく、比較的元気に見受けられた。

7 別添資料

事故発生現場付近地図及び拡大図

【留意事項】

- 1 教育委員会への第一報は、電話によりできる限り速やかに行う。
その後、直ちに報告書をメールで送信する。（副参事あて）
* できるだけ、A4サイズ1枚にまとめる
- 2 必要に応じて、市教委より第二報、第三報の報告を求められることがある。
また、状況に変化があれば、学校より第二報、第三報の報告を入れる。
* 第二報からは、「6 処理の概要（承前）」と記し、第一報以降の概要を記述する。
- 3 「処理の概要」の記述にあたっては、下記の事項にも留意し、時間的経過に従って事実のみを簡潔・明瞭に記述する。余計な憶測は書かない。）そのためにも、事故が起きた時はメモを、しかもできるだけ複数でとっておく。
 - 二次的災害を防ぐ処置はどうか。
 - 警察等に対してはどうか。
 - 病院における診断の結果等はどうかであったか。
 - ショックを受けている本人への対応はどうか。
 - 相手方への連絡はどうか。
 - 相手方及びその他関係者への配慮を適切に行ったか。
 - プライバシーや人権への配慮はなされたか。
 - 児童、地域への影響はどうか。
- 4 マスコミ等への対応については、事故本人はもとより、相手方のプライバシーや人権に配慮しつつ窓口を1本化する。記録はしっかりとる。
- 5 報告書の作成にあたっては、教頭等が警察を訪れ、指示・指導等の資料を得て、行うようにする。

生活安全についての危機管理

1 学校管理下における事故発生時の処理と手順

(1) 事故発生時の対応と担当者について

<事故発生>

応急処置（搬送を含む）・・・発見者・担当者・養護教諭



- ① 連絡・応援の要請
- ② 負傷者の状況把握
- ③ 時刻・現場状況の確認
- ④ 関連事故の防止
 - ・本人を落ち着かせる
 - ・学習・活動等の停止
 - ・安全な移動。避難誘導



- ① 学校内の連絡 発見者・担当者・養護教諭 → 教頭 → 校長
 - * 状況に応じて、一度に集めて連絡する。
 - * 対策について確認する。
- ② 保護者への連絡（処置についての確認と意向打診）：担任，養護教諭
- ③ 校医の指示を受ける。
- ④ 救急車の出動要請・医療機関への搬送：教頭，養護教諭，担任
- ⑤ 負傷者に付き添う（保護者に引き渡すまで）：養護教諭，担任
 - * 適宜学校へ連絡する

【救急車の要請について】 電話で要請（Tel 119）

- ① 「もしもし，救急車をお願いします」
- ② 消防署の指示に従い，学校名，所在地，電話番号，疾病・負傷者，人数，性別，氏名等を伝える。
- ③ 疾病・負傷者等の容態・状況「いつ」「どこで」「どうして」「どういう容態」「意識の有無」等を伝える。
- ④ 救急車が到着するまで学校でしておくことを聞く。



- ① 事故対策班の編成（処理分担・外部への窓口）：教頭
- ② 事故原因の調査と正確な事実の記録：担任，養護教諭，教頭
- ③ 負傷者・保護者への対応（被害者，加害者を訪問・見舞い等）：担任他（複数で）
- ④ 教育委員会への報告（電話と文書で）：教頭
- ⑤ 職員会議（状況報告と反省，改善策，再発防止等）：校長
- ⑥ 他の児童への指導と保護者に対する説明：担任



- ① 日本スポーツ振興センターへの手続き：養護教諭
- ② 負傷者・保護者への継続対応：校長，教頭，担任

(2) 校内組織（危機管理，対策）

・校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，関係児童の担任

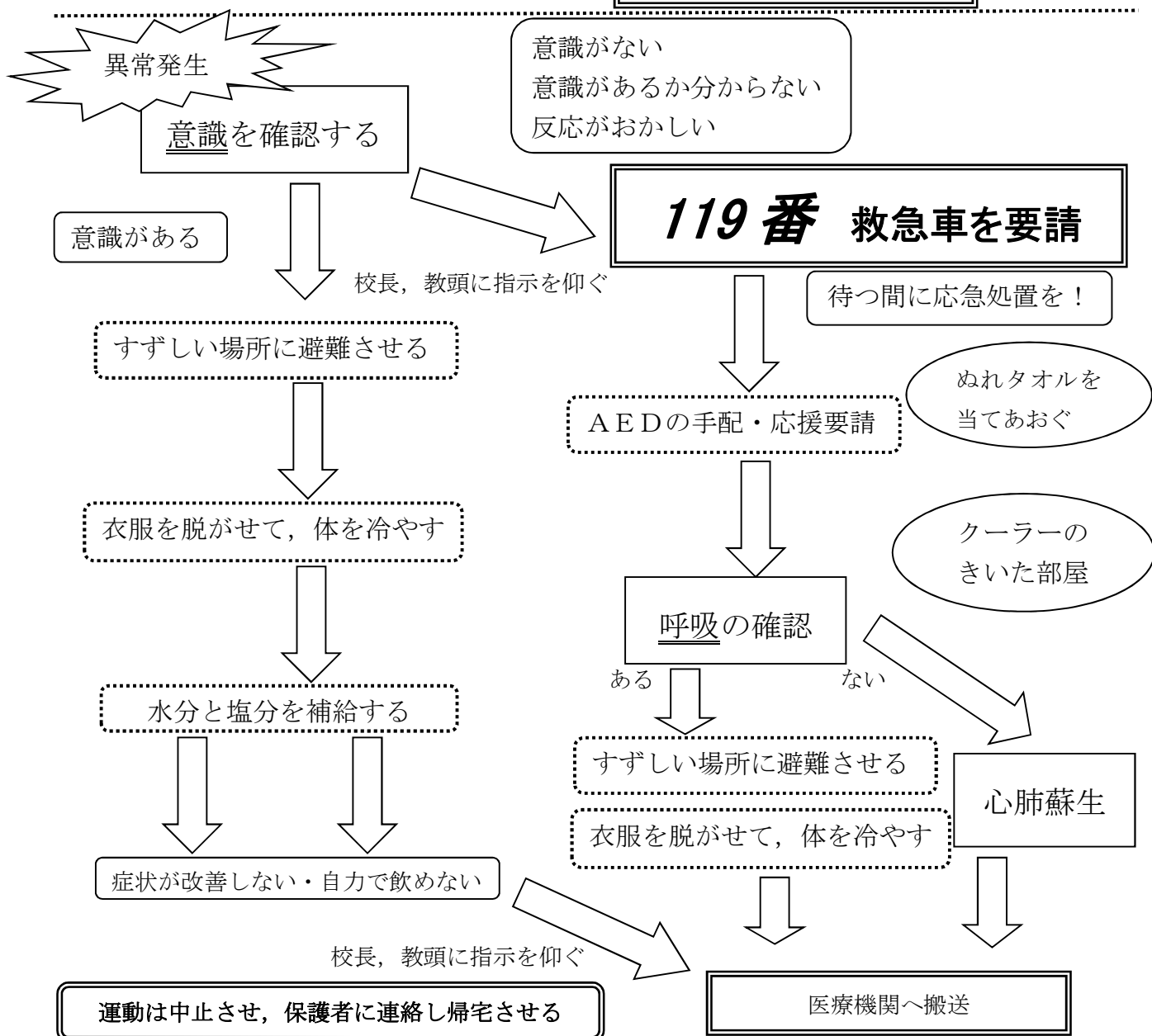
(3) 配慮事項

- ① 負傷者，保護者に対して，校長（教頭）関係職員は誠意を尽くすこと。
（解決するまで，対応を継続する）
- ② 保護者へ速やかに「落ち着いて，正確に，要領よく」報告すること。
* 禁句（十分注意した，大したことはない等の責任逃れの発言）に注意するとともに，推測，大げさな表現，正当化，弁解等を慎むこと。
* 被害者の家庭だけではなく，加害者側にも連絡する。
- ③ 医療機関について，保護者の意見（指示）を聞くこと。
- ④ 頭部，腹部打撲が予想される場合は，後で症状があらわれることがあるので，帰宅後も十分注意することを伝えるとともに，家庭での様子を電話等で聞くようにする。
- ⑤ 外部に対しての窓口を一本化し，同一内容を発表すること。（報道機関，地域，PTA等）その際，発表は管理職が行い，その他の職員は，外部に対しての発言をしないようにする。
- ⑥ 全職員の共通理解のもとに，指導への指導等の協力体制を確立すること。
- ⑦ 日時を追って，事故発生後の経緯を克明に記録すること。
- ⑧ 長期入院（治療）が予想される場合，保護者に対し日本スポーツ振興センターの給付制度，範囲等を説明すること。
- ⑨ 負傷児童，その保護者に対しては，常にカウンセリングマインドをもって接すること。

熱中症の対応

※こんな症状の時は熱中症を疑ってください

【軽度】	【中等度】	【重度】
<input type="checkbox"/> めまい <input type="checkbox"/> 立ちくらみ <input type="checkbox"/> 筋肉痛 <input type="checkbox"/> 汗がとまらない <input type="checkbox"/> 手足のしびれ	<input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 吐き気 <input type="checkbox"/> 嘔吐 <input type="checkbox"/> 虚脱感 <input type="checkbox"/> 疲れ	<input type="checkbox"/> 意識がない <input type="checkbox"/> けいれん <input type="checkbox"/> 体温が高い <input type="checkbox"/> まっすぐ走れない <input type="checkbox"/> 呼びかけに対して、返事がおかしい



食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順

アレルギー症状

全身の症状

- 意識がない
- 意識もうろう
- ぐったり
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくい
- 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- のどや胸が締め付けられる
- 咳
- 息がしにくい
- ゼーゼー、ヒューヒュー

消化器の症状

- 腹痛
- 吐き気・おう吐
- 下痢

皮膚の症状

- かゆみ
- じんま疹
- 赤くなる

顔面・目・口・鼻の症状

- 顔面の腫れ
- 目のかゆみや充血、まぶたの腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり
- 口の中の違和感、唇の腫れ

アレルギー
症状がある
(食物の関与が
疑われる)

原因食物を
食べた
(可能性を含む)

原因食物に
触れた
(可能性を含む)

発見者が行うこと

- ① 子供から目を離さない、ひとりにしない
- ② 助けを呼び、人を集める
- ③ エピペン®と内服薬を持ってくるよう指示する

A 施設内での役割分担

緊急性が高いアレルギー症状はあるか？

5分以内に判断する

B 緊急性の判断と対応 B-1 参照

ない

ある

B 緊急性の判断と対応 B-2 参照

- ① ただちにエピペン®を使用する
- ② 救急車を要請する(119番通報)
- ③ その場で安静にする
- ④ その場で救急隊を待つ
- ⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

C エピペン®の使い方

D 救急要請のポイント

エピペン®が2本以上ある場合

反応がなく
呼吸がない

心肺蘇生を行う

E 心肺蘇生とAEDの手順

反応がなく
呼吸がない

エピペン®を使用し10~15分後に症状の改善が見られない場合、次のエピペン®を使用する

C エピペン®の使い方

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し
症状チェックシートに従い判断し、対応する
緊急性の高いアレルギー
症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

A

施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



宮城県立こども病院医師
三浦克志先生より

役割分担のシミュレーションは、教職員がいろいろな役割をできるようにしておく事が大切です。

管理・監督者(園長・校長など)

- 現場に到着次第、リーダーとなる
- それぞれの役割の確認および指示
- エピペン[®]の使用または介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

発見者「観察」

- 子供から離れず観察
- 助けを呼び、人を集める(大声または、他の子供に呼びに行かせる)
- 教員・職員A、Bに「準備」「連絡」を依頼
- 管理者が到着するまでリーダー代行となる
- エピペン[®]の使用または介助
- 薬の内服介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

教員・職員A「準備」

- 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を持ってくる
- エピペン[®]の準備
- AEDの準備
- 内服薬の準備
- エピペン[®]の使用または介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

教員・職員B「連絡」

- 救急車を要請する(119番通報)
- 管理者を呼ぶ
- 保護者への連絡
- さらに人を集める(校内放送)

教員・職員C「記録」

- 観察を開始した時刻を記録
- エピペン[®]を使用した時刻を記録
- 内服薬を飲んだ時刻を記録
- 5分ごとに症状を記録

教員・職員D~F「その他」

- 他の子供への対応
- 救急車の誘導
- エピペン[®]の使用または介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

B

緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン[®]を打つ！ ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン[®]を使用する！

⇒ **C** エピペン[®]の使い方

② 救急車を要請する(119番通報)

⇒ **D** 救急要請のポイント

③ その場で安静にする(下記の体位を参照)
立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆エピペン[®]を使用し10~15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン[®]を使用する(2本以上ある場合)

◆反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う

⇒ **E** 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する
緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため
仰向けで足を15~30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

C

エピペン[®]の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

①ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン[®]を取り出す

②しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る！

③安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン[®]の
先端（オレンジ色の部分）を軽
くあて、“カチッ”と音がする
まで強く押しあてそのまま5つ
数える

注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま 5つ数える！

⑤確認する



使用前 使用後

エピペン[®]を太ももから離しオ
レンジ色のニードルカバーが伸
びているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥マッサージする



打った部位を10秒間、マッ
サージする

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝をしっ
かり抑え、動かないように固定する

おや指をエピペンの先端
にかけてにぎらない事
（誤って針が刺さると危
険だからです。）



宮城県立こども病院医師
三浦克志先生より

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん
中（A）よりやや外側に注射する

仰向けの場合



座位の場合



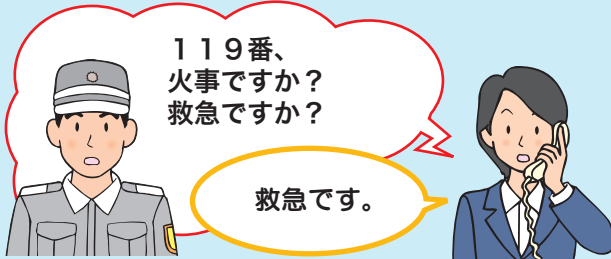
D

救急要請(119番通報)のポイント

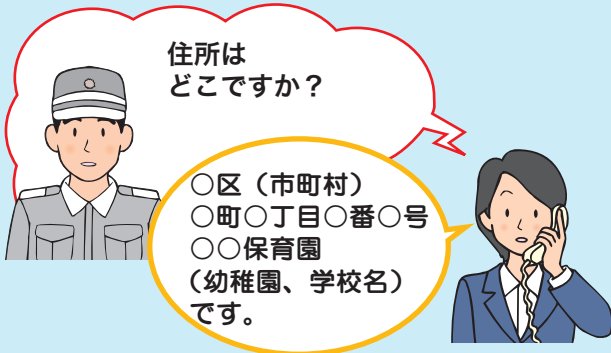
◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



①救急であることを伝える

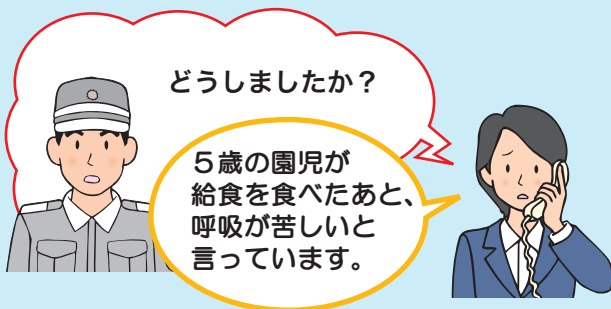


②救急車に来てほしい住所を伝える



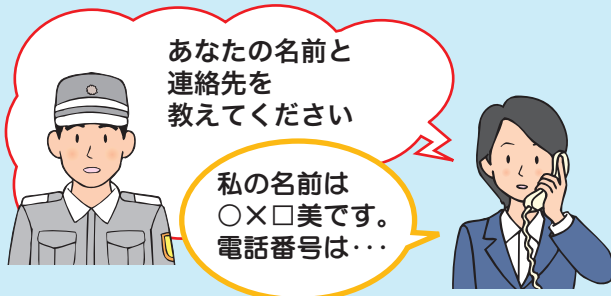
住所、施設名をあらかじめ記載しておく

③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える



エピペン[®]の処方やエピペン[®]の使用の有無を伝える

④通報している人の氏名と連絡先を伝える



119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある

- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

心肺蘇生とAEDの手順

- ◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！
- ◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

①反応の確認

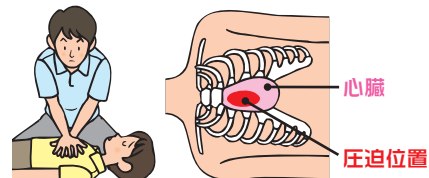
肩を叩いて大声で呼びかける
乳幼児では足の裏を叩いて呼びかける

反応がない

②通報

119番通報とAEDの手配を頼む

【胸骨圧迫のポイント】



- ◎強く（胸の厚さの約1/3）
- ◎速く（少なくとも100回/分）
- ◎絶え間なく（中断を最小限にする）
- ◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

③呼吸の確認

10秒以内に胸とお腹の動きを見る



【人工呼吸のポイント】

- 息を吹きこむ際
- ◎約1秒かけて
- ◎胸の上がりが見える程度

普段通りの呼吸をしていない

※普段通りの呼吸をしているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ

【AED装着のポイント】

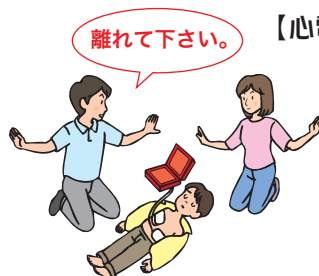


- ◎電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
- ◎電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等でふき取る
- ◎6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る。なければ成人用電極パッドで代用する

④必ず胸骨圧迫！ 可能なら人工呼吸！

30：2

ただちに胸骨圧迫を開始する
人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う



【心電図解析のポイント】

- ◎心電図解析中は、子供に触れないように周囲に声をかける

離れて下さい。

【ショックのポイント】



- ◎誰も子供に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す

⑤AEDのメッセージに従う

電源ボタンを押す
パッドを貼り、AEDの自動解析に従う

F

症状チェックシート

◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆ の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する
(内服薬を飲んだ後にエピペン[®]を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻 (時 分) 内服した時刻 (時 分) エピペン[®]を使用した時刻 (時 分)

全身の症状	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い	
-------	--	--

呼吸器の症状	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
--------	---	---------------------------------	--

消化器の症状	<input type="checkbox"/> 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1~2回のおう吐 <input type="checkbox"/> 1~2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽いお腹の痛み(がまんできる) <input type="checkbox"/> 吐き気
--------	---	---	--

目・口・鼻・顔面の症状	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
-------------	--	---

皮膚の症状	<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み
-------	--	--

上記の症状が1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン[®]を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応 B-2参照

ただちに救急車で医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、エピペン[®]を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、 の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する

速やかに医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

安静にし、注意深く経過観察

使用したエピペンはケースに入れ救急隊員に渡しましょう



宮城県立子ども病院医師 三浦克志先生より

食物アレルギーのある 児童生徒の対応について

～学校・幼稚園の役割～

- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、保護者からの学校生活管理指導表の提出を必須にすることを前提に、具体的なアレルギー対応について一定の方針を定めること。
- 宮城県学校保健会、宮城県教育委員会主催の学校保健研修会（食物アレルギー・アナフィラキシーの対応を考える）等を受講し、各学校においても、校内研修を実施すること。

＊校内研修の例（教育庁スポーツ健康課HP）

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/supoken/>

- 緊急対応が必要になる可能性がある児童生徒を把握し、学校生活管理指導表や取組方針を確認するとともに、保護者や主治医からの情報等を教職員全員で共有すること。
- 緊急時に適切に対応できるように、本マニュアルを活用して教員・職員の役割分担や運用方法を決めておくこと。
- 緊急時にエピペン、内服薬が確実に使用できるように、管理方法を決めておくこと。
- 「症状チェックシート」は複数枚用意して、症状を観察する時の記録用紙として使用すること。
- エピペンや内服薬を処方されていない（持参していない）児童生徒への対応が必要な場合も、基本的には1枚目の「アレルギー症状への対応の手順」に従って判断する。その場合、「エピペン使用」や「内服薬を飲ませる」の項は飛ばし、次の項に進んで判断すること。

平成27年2月発行

この冊子は、東京都健康安全研究センター企画調整部健康危機管理情報課発行の「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」をもとに、東京都の許諾を得て宮城県立こども病院三浦克志先生のご助言を盛り込んで作成しました。

発行：宮城県学校保健会

宮城県教育庁スポーツ健康課

電話：022-227-1591

電話：022-211-3664

【安全】

② 防災訓練（地震想定）

1 ねらい

【児童】

地震発生時の避難の仕方を理解し、素早く安全に避難できるようにする。

【教職員】

地震発生時に児童の安全を確保し、自分の役割を果たしながら組織的に行動できるようにする。

2 重点実践事項

- (1) 通報の聞き取り、指示の正確な聞き取りを日常から意識させる。
- (2) 避難経路の確認をさせる。「よく聞いて、あわてず、すばやく」
- (3) 児童の基本的態度について確認する。
- (4) 毎月11日に「ショート訓練」を実施し、日頃の訓練の成果を発揮させる。
①放送をよく聞き、指示に従う。②「おはしも」の励行 ③「自助」行動をする。

3 日 時 令和8年6月9日（火） 2校時 （学校行事1）

4 場 所 校舎内及び校庭

5 避難経路（経路図参照）

6 実施内容と係分担

	時刻	本部の動き	学級担任の動き	児童の動き
第一 次 避 難	9:35	①緊急地震速報 ②校内放送 アナウンス (教頭)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出口の確保 ・ 頭部を守るよう指示する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 訓練放送。今、地震が起きました。体育館や校庭にいる人は、その場に腰を下ろし、先生の指示に従いなさい。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館や特別教室にいる場合は、落下物等の危険のないところに腰を下ろさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 素早く机の下にもぐる。 ・ 放送があるまで、自分の身を守る。
第二 次 避 難	9:38 9:40	③全校へ放送連絡。 (教頭) ◎避難開始 避難時の児童の様子観察 ④避難の様子を見ながら検索していく。	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 揺れが収まったので、先生の指示に従って、すぐに校庭に避難しなさい。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部の指示に従い、状況を判断し、児童の避難誘導に当たる。 ・ 狭い所の事故防止に細心の注意を払わせる。 ・ 不安にならないよう声をかける。 *避難経路の確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送を静かに聞く。 ・ 教師の指示を聞く。 ・ 体育館や特別教室にいる児童は、落下物等の危険のないところで自分の身を守る。

難		1階（教務） 2階（通級担当）		
検 策 訓 練	9:50	⑤ 避難完了，検索結果の報告・確認	<ul style="list-style-type: none"> ・整列，人員点呼「〇年〇組 〇名，欠席〇名，全員避難」→本部の校長へ報告 *けが人→救護へ連絡 *全員そろわない場合は検索に出る。 	*「6年児童1名、男子トイレに閉じこもり、取り残されている」ことを想定する。
全 体 指 導	9:52	⑥ 全体指導（進行：防災担当）	・講評（校長）	・話をしっかり聞いて安全な避難への意識を高める。

○事後指導

各学級ごとに避難の仕方について反省し，今後に生かす。また，通学路上で災害に遭った時のことを想定させ，避難の仕方について考えさせ，児童に家族との話し合いをすることを勧める。

7 評 価

【児童】

地震発生時の避難の仕方を理解し，素早く安全に避難できたか。

【教職員】

地震発生時に児童の安全を確保し，自分の役割を果たしながら組織的に行動できたか。

8 避難場所図 ※ 本部旗のもとに避難

第1 避難場所

<校庭>

第2 避難場所

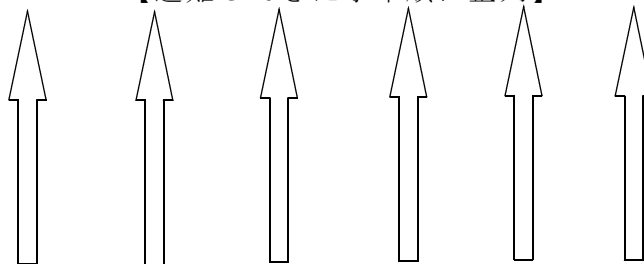
<駐車場>

本部旗

第3 避難場所（積雪時）

<公民館駐車場>

【避難してきた学年順に整列】



③ 防災訓練（火災想定）

1 ねらい

【児童】

火災発生時の避難の仕方を理解し、素早く安全に避難できるようにする。

【教職員】

火災発生時に児童の安全を確保し、自分の役割を果たしながら組織的に行動できるようにする。

2 重点実践事項

(1) 通報の聞き取り、指示の正確な聞き取りを日常から意識させる。

(2) 避難経路の確認をさせる。「よく聞いて、あわてず、すばやく」

(3) 児童の基本的態度について確認する。

① 放送をよく聞き、指示に従う。 ② 「おはしも」の励行

3 日時 令和8年11月4日（水）午前10時40分～（学校行事1）

4 場所 校舎内及び校庭（雨天時は延期）

5 避難経路（経路図参照）

6 実施指導

	時刻	本部の動き	学級担任の動き	児童の動き
通 報 訓	10:40	①出火の発見 ②現場の確認と初期消火（教頭）	<ul style="list-style-type: none"> ・3年担任が家庭科室から出火している現場を発見し、「火事だ」と大声で知らせる。 ・2年担任は出火の知らせを受け、職員室に報告に行く。 ・通級指導担当は、2・3年児童の避難誘導に当たる。 ・3年担任は初期消火が可能であれば、初期消火に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4, 5, 6年児童は担任の指示で素早く校庭に避難する。 ・出火の知らせを受け、各担任の指示で校庭に避難する。
	10:43	③校長へ状況報告 ④及び全校への放送連絡（教頭）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>訓練火災発生。理科室から火災が発生し、延焼中です。直ぐに避難場所の校庭のジャングルジム前に移動しなさい。避難場所に着いたら本部の先生の指示に従って整列し、静かに待ちなさい。</p> </div>	
	10:44	⑤119番通報し、非常時持ち出し品を持って避難する。（事務） ⑥避難本部設置 避難場所へ旗を持って行く。（養護教諭）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>訓練火災通報です。（2回）こちら大崎市古川石森字石神10-1, 敷玉小学校です。以降は、消防署の質問に答える。</p> </div>	
避	10:44	⑦避難時の児童の様子観察	<ul style="list-style-type: none"> ・狭いところの事故防止に注意を払う。 ・カーテンを開け、窓を閉める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンカチを口にあて、煙を吸わないような避難の仕方をする。 ・「おはしも」を守る。

難 訓 練	10:47	⑧ 検 索 避難の様子を見 ながら検索して いく。 1階（業務員） 2階（教務）		・ 整列は、並んだ順に素早 く行動し、校舎を背にし て腰を下ろす。
報 告 訓 練	10:48	⑨ 異常の有無の確 認	・ 整列、人員点呼 「〇年〇組 名、欠席 名、全員避難」 →本部の校長へ報告 * けが人→救護へ連絡	
全 体 指 導	10:52	⑩ 全体指導 (進行：防災担当)	〈次第〉 1 校長先生のお話 2 消防署員の方々のご 紹介（教頭先生から） 3 消防署員の方々から の講評	・ 真剣に話を聞く。 ・ 実際の場面を想起させな がら体験させる。
体 験 活 動	11:00	⑪ 体験活動 ・ 防火扉歩行 ・ 煙中歩行	・ 奇数学年担任は、防火 扉の段差を意識して歩 行するように声掛けす る。 ・ 偶数学年担任は、ハン カチで口を覆い、歩行 するように声掛けをす る。	・ 奇数学年 防火扉を閉じた状態 で、歩行訓練を行う。 ・ 偶数学年 煙中を歩行体験する。 (たんぽぽ教室)

7 評 価

【児童】

火災発生時の避難の仕方を理解し、素早く安全に避難できたか。

【教職員】

火災発生時に児童の安全を確保し、自分の役割を果たしながら組織的に行動できたか。

8 係分担

- ・ 本部旗、救急用具の準備・確認（養護教諭） ・ 消防署への依頼、交渉（防災主任）
- ・ ぞうきんの準備（各学級担任）
- ・ 非常時持ち出し品の準備・確認（事務 児童名簿等）

1 避難場所図 ※風向き等によるので本部旗のもとに避難

第1避難場所

<校庭>

第2避難場所

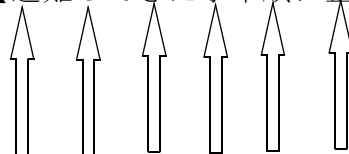
<駐車場>

第3避難場所（積雪時）

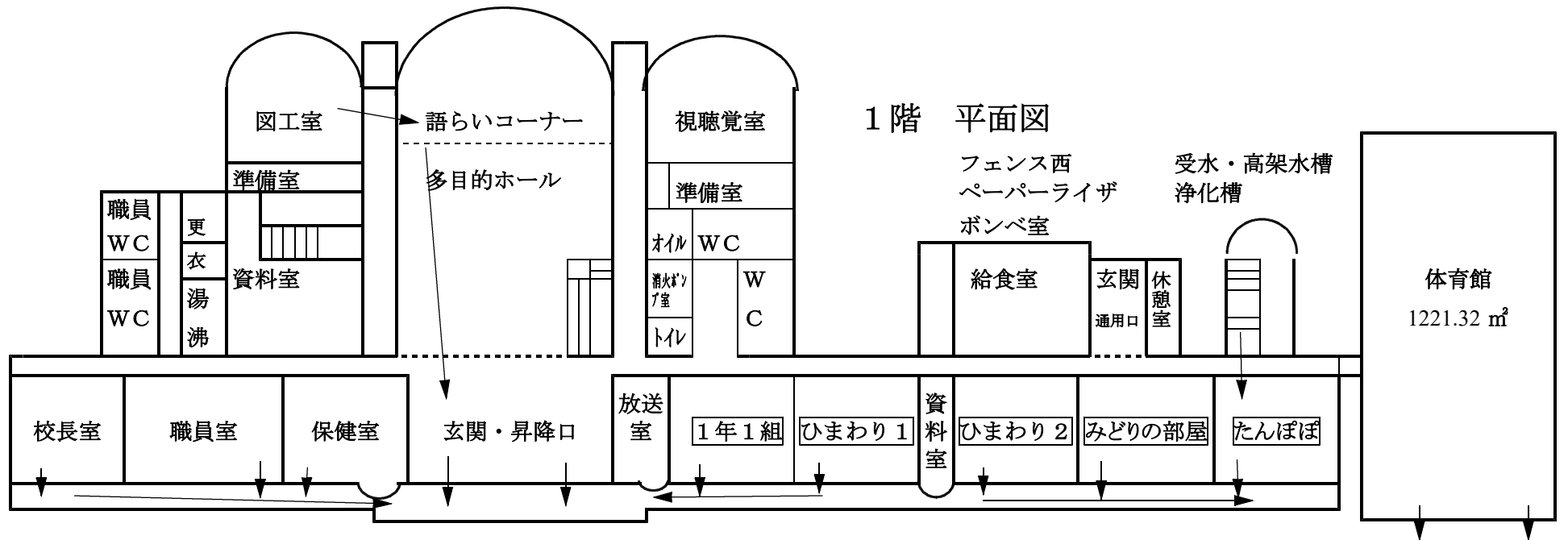
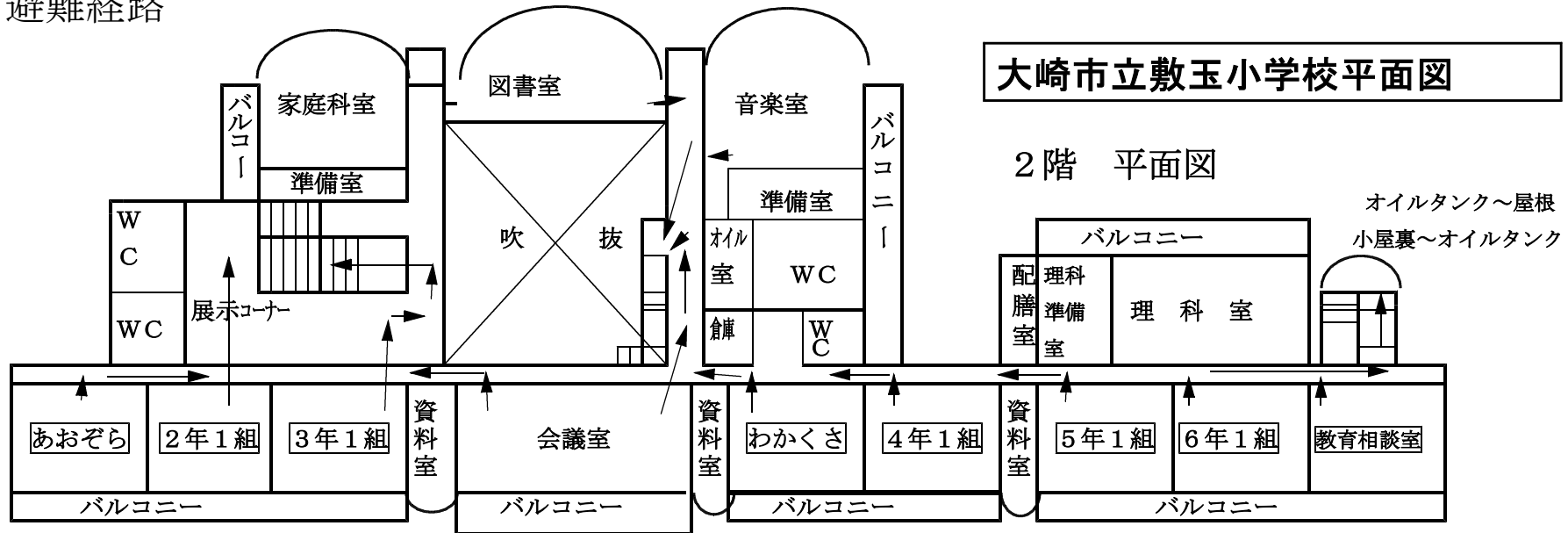
<公民館駐車場>

本部旗

【避難してきた学年順に整列】



避難経路



引き渡し訓練 実施計画

1 ねらい

- 【教職員】 手順に従って安全かつスムーズに、児童を保護者へ引き渡す。
- 【児童】 訓練を通して、約束を守り、確実に保護者に引渡されるまで待つ。
- 【保護者】 訓練を通して、緊急時のために引渡し訓練の内容を理解する。

2 実施日時

令和8年 6月29日（月） 5校時終了後 14:30～

3 事前の準備

- (1) 4月下旬に、訓練への協力依頼のことと引渡しの手順について、確認するためのお便りを配布する（公民館へ駐車場借用の依頼）。
- (2) 保護者への引渡しの際の手順について確認及び理解をさせておく。
- (3) 各学級担任は、引渡しの手順を確認しておく。
- (4) 担当者は緊急時引渡しカードを学級ごとに整理しておく。

4 係分担

- ・保護者に対する引渡し訓練への協力依頼のお便りの作成 教頭
- ・緊急時引渡しカードの作成 防災担当
- ・待機場所での児童管理 特別支援学級担任
通級担当
各学級担任
- ・受付

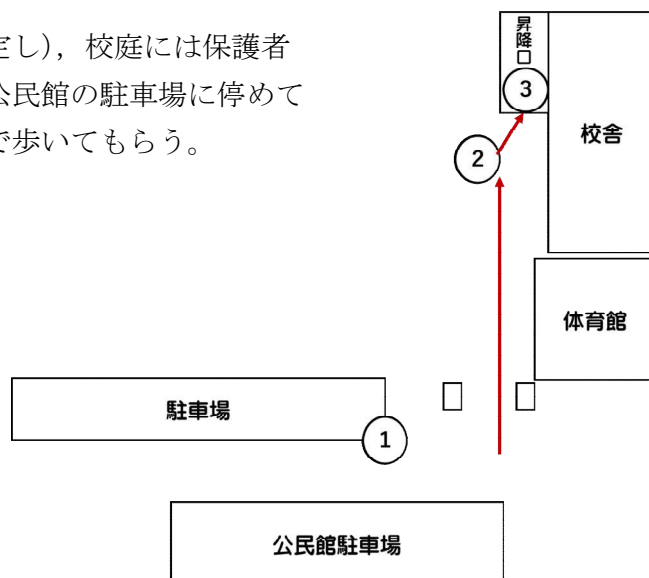
5 評価

- ・教職員は、手順に従って安全かつスムーズに、児童を保護者へ引渡すことができたか。
- ・訓練を通して、約束を守り、確実に保護者に引渡されるまで待つことができたか。
- ・訓練を通して、保護者が引渡し訓練の内容を理解することができたか。

6 引渡しの導線

基本（大雨、地震（地割れ）を想定し）、校庭には保護者の車は入れずに、校庭東側駐車場及び公民館の駐車場に停めてもらい、そこから引き渡しの昇降口まで歩いてもらう。

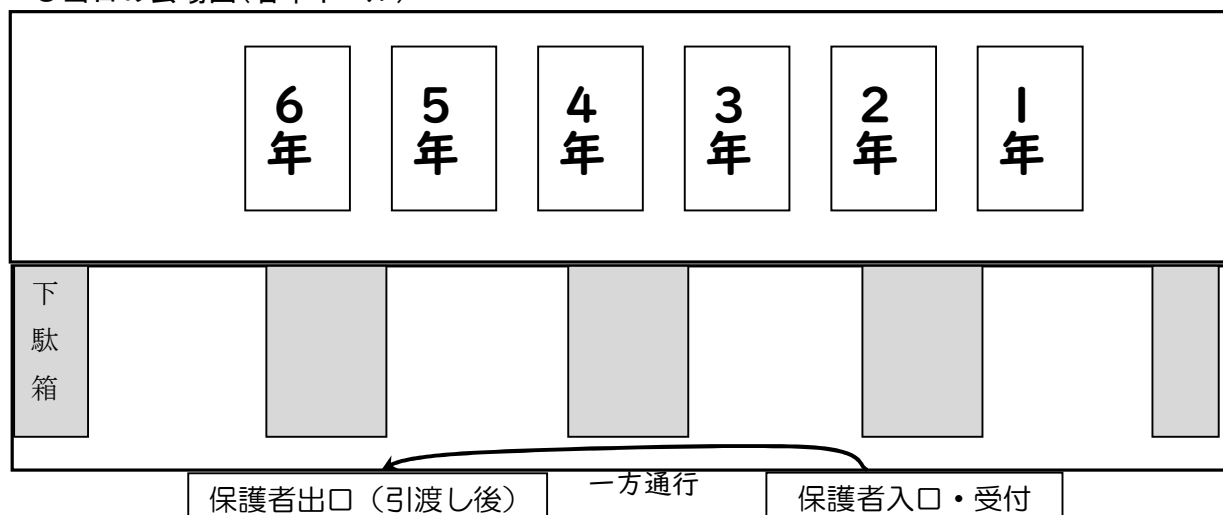
<教職員の配置>
①駐車場・交通整理：業務員，
（ ）
②保護者1次確認：教頭
③昇降口開閉：（ ）



8 引渡し手順

時刻	児童の動き	教職員の動き	保護者の動き
(5校時目) 14:00頃	<ul style="list-style-type: none"> 普通に授業を受けている。 		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">校内放送：「先生方、職員室にお集まりください。」</div>		
	<ul style="list-style-type: none"> 教室で静かに待機 	<ul style="list-style-type: none"> 職員室へ。情報共有や確認 	
14:15頃 ～14:25	<ul style="list-style-type: none"> 担任の話を聞き、急いでトイレを済ませ、帰りの準備をして若草ホールへ移動する。 <p>【移動経路】 6年（東階段使用） 5年，4年，わかくさ（中央階段） 3年，2年（西階段） ※準備ができた学年から移動</p>	<ul style="list-style-type: none"> (教頭) メール配信 (担任外) 校舎内外パトロール (担任) 児童に、帰りの準備をさせ、素早く若草ホールに移動させる。 ※約束事を確認し、しっかり守って待機するように児童に声掛けをする。 	<ul style="list-style-type: none"> メールの情報を受取後、引渡しのために学校へ。 <p>※自動車で来校した場合は、公民館に駐車して徒歩で校舎内に入る。</p>
14:25～	<ul style="list-style-type: none"> 各学年で待機。兄弟がいる場合は、上の学年の場所へ移動する。 	<ul style="list-style-type: none"> (教頭) 校舎前で保護者確認 (男性教職員) 駐車場 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎外で児童との関係を伝える。
14:30～	<ul style="list-style-type: none"> 引渡し開始 担任から名前を呼ばれるまで静かに待つ。 	<ul style="list-style-type: none"> (担任) 下駄箱へ (特支担任) 待機児童の管理 全体指揮：防災主任 	<ul style="list-style-type: none"> 「緊急引渡しカード」のチェック項目に確実に記入し、引渡す。
15:30 (16:00)	<ul style="list-style-type: none"> 引渡しが無い児童（徒歩・バス）下校 <ul style="list-style-type: none"> 引渡し完了 	<ul style="list-style-type: none"> 引き取りにこない保護者に対して連絡を行う（各担任）。 	

○当日の会場図(若草ホール)



⑦ 「竜巻」(業間時間) 想定避難訓練

- 1 **ねらい**
竜巻発生時において、児童が速やかに安全区域に避難できるようにするための行動を体得させる。
- 2 **日時** 令和8年5月29日(金) 業間(10:10~10:25)
- 3 **場所** ① 校舎、校地内 → ② 竜巻時避難場所 → ③ 若草ホール
- 4 **実施内容と係分担**

時 程	児童の動き	教職員の動きと<分担>						
10:15	第一次避難 ① 校内放送で避難の指示を聞く。 「訓練、竜巻発生。訓練、竜巻発生。速やかに避難場所に避難しなさい。」	第一次避難 ○ 教頭は、校内放送で避難の指示をする<教頭>。 ○ 教職員は教室に行き、近くにいる児童に竜巻時避難場所に避難するよう指示しながら一緒に避難する<教職員>。 ※ 防災、教務主任は、外部にいた児童に避難の指示をし、全員校舎内に入ったことを確認したら、昇降口の戸を閉める<防災、教務主任>。 ○ 事務職員は、緊急避難用具を持ち出し保健室廊下に避難する<事務職員>。 ○ 教職員は、次の放送での指示があるまで、ダンゴムシの姿勢のまま静かに待つよう児童に指示する<教職員>。						
10:16 10:17	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> 校舎内等にいる場合 </td> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px dashed black; padding: 5px;"> 屋外にいる場合 </td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> ② 担任が教室にいる場合は窓とカーテンと戸を閉める。 ③ 一番近い竜巻時避難場所に避難し、ダンゴムシの姿勢で待機する(「お・は・し・も」を守りながら)。 </td> <td style="padding: 5px;"> ② 一番近い竜巻時避難場所に避難し、ダンゴムシの姿勢で待機する(「お・は・し・も」を守りながら)。 </td> </tr> </table>	校舎内等にいる場合	屋外にいる場合	② 担任が教室にいる場合は窓とカーテンと戸を閉める。 ③ 一番近い竜巻時避難場所に避難し、ダンゴムシの姿勢で待機する(「お・は・し・も」を守りながら)。	② 一番近い竜巻時避難場所に避難し、ダンゴムシの姿勢で待機する(「お・は・し・も」を守りながら)。			
校舎内等にいる場合	屋外にいる場合							
② 担任が教室にいる場合は窓とカーテンと戸を閉める。 ③ 一番近い竜巻時避難場所に避難し、ダンゴムシの姿勢で待機する(「お・は・し・も」を守りながら)。	② 一番近い竜巻時避難場所に避難し、ダンゴムシの姿勢で待機する(「お・は・し・も」を守りながら)。							
<竜巻時避難場所>								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; border: 1px solid black; padding: 2px;">1階</td> <td style="padding: 2px;"> ・視聴覚室前廊下(南側) <1年、た・ひ担任> *外、1階にいる児童 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※</td> <td style="padding: 2px;">外から校舎内に避難する児童はくつをはきかえる</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; border: 1px solid black; padding: 2px;">2階</td> <td style="padding: 2px;"> ・5年教室廊下<4・5・6年、わ担任> *2階東側にいる児童 ・西階段ベンチ前<2・3年担任> *2階西側、図書室にいる児童 </td> </tr> </table>			1階	・視聴覚室前廊下(南側) <1年、た・ひ担任> *外、1階にいる児童	※	外から校舎内に避難する児童はくつをはきかえる	2階	・5年教室廊下<4・5・6年、わ担任> *2階東側にいる児童 ・西階段ベンチ前<2・3年担任> *2階西側、図書室にいる児童
1階	・視聴覚室前廊下(南側) <1年、た・ひ担任> *外、1階にいる児童							
※	外から校舎内に避難する児童はくつをはきかえる							
2階	・5年教室廊下<4・5・6年、わ担任> *2階東側にいる児童 ・西階段ベンチ前<2・3年担任> *2階西側、図書室にいる児童							
10:19	第二次避難 ① 拡声器による避難の指示を聞く(停電想定)。 「竜巻が過ぎ去りました。足元のガラスの破片等に注意しながら、若草ホールに移動しなさい。若草ホールに移動しなさい。」	第二次避難 ○ 教頭は、拡声器で避難の指示をする<教頭>。 ○ 教職員は、足元に注意させながら、児童と共に若草ホール or 体育館に移動する <教職員> ○ 学級担任は朝会隊形に児童を整列させる<学級担任> ○ 学級担任は、児童の人数を確認し、校長に報告する<学級担任>。※児童の人数が足りなかった場合は検索する <1F:教務> <2F:5,6年担任、業務員>						
10:20	② 足元に注意しながら、若草ホールに集合・整列する(「お・は・し・も」を守りながら)。 ・朝会隊形で整列する。							
10:21	全体会 ③ 校長先生の話聞く。	全体会 ○ 防災主任が進行を行う ○ 校長は、今日の避難の様子等について、全校児童に話をする<校長>。						
10:25	④ 学級担任の指示に従い、教室に戻る。							

- 5 **事前・事後指導**
- (1) **事前指導**
- ① 教室の窓・カーテン・戸を閉める理由とどんな場所に避難すればよいかを考えさせる。
 - ② 竜巻時避難場所(1階、2階)の確認をさせておく。
 - ③ 避難場所での待機姿勢(だんごむし)をとる練習をさせておく。
 ※ 「お・は・し・も」の指導を徹底させる。
- (2) **事後指導**
 反省点を発表し合い、今後に生かすようにする。

交通安全教室①

1 ねらい

正しい歩行や横断の仕方，安全な自転車の乗り方を自転車の点検の仕方を学び，普段の生活に生かせるようにする。

2 重点実践事項

- ・低学年・・・正しい右側通行の仕方，信号の見方，横断歩道の渡り方について，通学路を実際に歩行し，身に付けさせる。
- ・中・高学年・・・警察官や交通指導隊の方のお話を聞くことにより，自転車の正しい乗り方などについて理解させる。

3 日 時 令和8年 4月20日(月) 低・中・高学年それぞれ 宣誓式後開始(学活1)

4 場 所 低学年 校庭及び学校前の交差点
中・高学年 若草ホール

※ 雨天時は，全学年1校時目を実施する。(若草ホールにて)
内容は，自転車点検の仕方，安全な乗り方などについて。

5 当日までの日程

事前(3月下旬)に市防災安全課に交通指導隊の派遣依頼，古川警察署に警察官の派遣依頼及び道路使用許可の申請を行う。

6 実施内容 【ネックチーフを着用させる。】

【低学年】 ※ 準備は安全部，進行は教頭(中・高学年)，教務(低学年)

8 : 4 0	1) 始めのあいさつ	進行
	2) 警察官，交通安全指導隊員の紹介	進行
	3) 交通安全についてのお話(巡查部長さん)	
	4) 通学路での指導	
	5) 講評(警察官または指導隊員)	
	6) 感想発表(2年 1名)	
9 : 1 5	7) 終わりの挨拶	進行

【中・高学年】

8 : 4 0	※ 自転車の準備	
	1) 始めのあいさつ	進行
	2) 警察官，交通安全指導隊員の紹介	進行
	3) 自転車の安全点検について	(指導隊員)
	4) 交通安全(自転車での走行)についてのお話	(警察官)
	5) 感想発表(6年 1名)	
9 : 1 5	6) 終わりのあいさつ	進行

7 事後指導

各学級で反省をし，今後に生かす。また，3年・5年の児童については，交通安全教室の後に，自転車に乗れる範囲が広がるということを確認する。

8 評価

- ・ 正しい歩行や横断の仕方，安全な自転車の乗り方や自転車の点検の仕方を理解することができたか。
- ・ 交通安全教室で学んだことを日常生活に生かそうと言う思いを持つことができたか。

※低学年歩行経路



交通安全教室②

1 ねらい

正しい歩行や横断の仕方，安全な自転車の乗り方を知り，普段の生活に生かせるようにする。

2 重点実践事項

- (1) 日頃の通行の仕方を振り返り，安全について考えを深められるようにする。
- (2) 自分の通学路について思い起こさせ，そこに潜む危険を考えさせたり，交通安全に必要な知識や習慣，態度を身に付けさせたりする。

3 日 時 令和8年9月24日（木）

4 場 所 校庭

5 事前指導

- ・ 安全読本を利用して各学級にて安全な通行について日頃の様子を振り返らせる。
- ・ 学区内地図等（地図アプリ等の活用）で通学路を確認し，危険だと思う場所を出し合い，どのように安全に対応すればよいか話し合う。

6 実施内容

宮城県トラック協会の協力による自動車と歩行者，自転車の関連する交通指導

7 事後指導

- ・ 各学級で話し合い，安全読本などを利用して自分の通行の仕方について振り返らせる。
- ・ 登下校時の安全や休日などの自転車の乗り方について意識を高める。

8 評 価

- ・ 正しい歩行や横断の仕方，安全な自転車の乗り方を理解することができたか。
- ・ 交通安全教室で学んだことを日常生活に生かそうと思えたか。

⑥ 防犯（不審者対応）教室

1 ねらい

- (1) 不審者侵入の危険性を理解し、自己の生命・身体の安全を守るために避難ができるようにする。（児童）
- (2) 不審者侵入等の緊急事態に迅速・的確に対応し、子どもの安全を確保するとともに、正常な教育活動を保つために、教職員一人一人が、それぞれの役割を十分に理解し、互いに連携を図りながらいかなる状況にも落ち着いて臨機応変に対応する。（職員）

2 想定される場面

校地内に不審者が侵入した場合の教職員の対応と避難

3 実施日時

令和8年 5月 8日（金）業間～3校時（学級活動1として）

4 日程と主な内容

時 間	職員の動き・対応	児童の動き	留意点
10:20	不審者が、プール脇から歩いて校舎に向かっている。		
	<ul style="list-style-type: none"> ○校庭整備をしている業務員が不審者に気付く。 ○業務員は、児童に職員室へ校庭に不審者が侵入していることを知らせるよう、指示を出す。 ○校庭の業務員は、不審者と距離を取りながら対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童は、校庭から教室に戻っている。 ○教師の指示を聞き、急いで校舎内に移動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ※不審者に児童を近付けないことを一番に、状況を見て臨機応変に対応する。 ※不審者から目を離さない。 ※教頭・教務は防衛のためのバインダー等を持って不審者に対応する。 ※不審者の言葉や態度、持ち物や凶器の所持などについて報告する。
10:25	不審者は声掛けに応じず、昇降口に近づいてくる。		
10:28	<ul style="list-style-type: none"> ○教頭は児童の連絡を受け、教務とともに業務員が対応している不審者の確認に向かう。 ○教務は、携帯電話により校長に状況を報告する。 ○事務職員は、校長の指示を受け、職員室から不審者の様子を確認しながら警察に連絡する。その後も観察を続ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○指示された児童は、職員室に不審者が来たことを報告する。その後、児童は自分の教室に移動する。 	

10:31	○校長が校内放送をする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">「敷玉先生、敷玉先生、昇降口に来てください。その他の職員は、子供たちの様子を見ていてください。」</div>		※2回放送する。
10:33	○不審者侵入を放送で確認したら、担任は放送後、教室入り口や校庭側の扉、窓を施錠し、カーテンを閉める。 ○担任が不在の場合は、近隣学級の担任が児童の安全確保をする。 ○教頭、教務、業務員、男性職員は引き続き不審者対応にあたる。 ○校長は職員室から昇降口での不審者の様子を確認する。 ○事務職員は外部との連絡に対応するため職員室で待機する。	○「敷玉先生」＝男性職員という共通理解のもとで、男性職員は不審者対応に向かう。 ○その他の職員は、児童の安全確保（教室で物音を立てないでじっと待つなど）に努める。 ○児童は、「敷玉先生」という言葉を聞いたら不審者が来たとして理解し、近くの先生方の指示に従う。	
10:40	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 5px 0;">不審者が、駆けつけた警察官に確保される。</div> ○不審者が逮捕され、教頭は職員室に戻り、不審者が警察官により確保されたことを校長に報告する ○安全が確保されたことを受け、校長が校内放送を入れる。		
10:45	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">「校内の安全が確保されました。児童のみなさんは、朝会のように速やかに若草ホールに集まってください。」</div>		※2回放送する。
10:50	○担任は、人数を校長に報告する。 ○校長が全校児童と職員に状況を説明する。	○若草ホールに全員が集合する。	
10:51	○防犯教室を行う。 ・校長先生のお話 ・生活安全課の方のお話 ・お礼のことば（6年） ・閉会	○防犯教室に参加する。{いかのおすし}	※不審者から身を守るための講話を警察署員から聞く。
11:10	○それぞれの学級で事後指導を行う。	○それぞれの学級に戻り、自分の行動について振り返る。	

5 評価

【児童】 不審者侵入時の避難の仕方を理解し、素早く安全に避難できたか。

【教職員】 不審者侵入時に児童の安全を確保し、自分の役割を果たして組織的に行動できたか。

6 係分担

- ・全体指揮 (校長)
- ・不審者への対応 (7年部)
- ・放送による指示 (校長)
- ・警察署への通報 (模擬) (校長から指示された職員)
- ・児童の誘導, 安全確保 (各担任)
- ・救護 (養護教諭)
- ・不審者 (警察官) ※事前に古川警察署へ依頼する。

7 訓練時の職員の主な動き・留意点

○不審者対応教員

- ・不審者を刺激しない。
- ・不審者の出入り口への進路を塞ぐなど, 不審者が校舎内に入らないようにする。
- ・職員室からの応援が来た後は, 教室に戻り, 児童の安全確保にあたる。

○職員室内の職員

- ・当該学級の担任からの連絡を受けたら, 対策本部を設置する。
- ・校長は, 全校への避難指示 (放送) と110番通報の指示などを行う。
- ・不審者に対応する職員は, できるだけ児童のいる方向に行かせないようにし, 校舎か可能な限り離すような対応をする。警察官到着後は, 警察官が不審者に対応する。

○その他の学級担任

- ・各担任は, 移動の際に, ネットランチャーや長柄のほうき等の護身道具を携帯する。
- ・「おはしも」を徹底させる。(押さない・走らない・しゃべらない・戻らない)
特に不審者を刺激しないために, できるだけ音をたてないように気を付けさせる。

8 不審者侵入への事前対策として

【防止対策】

不審者を施設に入れない, 施設周辺に近付けないことが, 不審者侵入防止の基本となる。また, 施設内における防犯上の空間の弱点を把握するとともに, 緊急時の連絡体制を把握することが必要である。

【施設・設備】

- ・玄関や体育館と校舎の通路の戸等の施錠

建物の玄関, 窓等の開口部において, 不審者を物理的に排除する必要があるため, 施錠の徹底, 開口部の限定を共通して理解しておく。(1階教室の外への出入りサッシは, 用がないとき以外は常に施錠をしておく。教室を離れるときは, 窓を閉め, 施錠する。)

- ・受付の設定 (職員室)

外部から来た人は職員室を通過しないと内部に入れないようにする。

- ・点検、有無の実施

戸や防犯ブザー (2年生教室前廊下 1年生教室前廊下 たんぽぽ学級前廊下) やネットランチャー (職員室 保健室前廊下 6年教室 2年教室前廊下) などの用品の作動状況, 避難経路の点検や改善措置について, 計画的に点検を行う。

※ネットランチャーは, 1回のみ使用できる物なので, 所在の確認と使用の仕方等を全職員で把握しておく。

大崎市立敷玉小学校防災マニュアル(保護者用)

1 保護者の方に知ってほしいこと

(1) このマニュアルは、災害に対する基本的な対応を示したものです。

このマニュアルは、災害時または災害が予想される場合に適応されます。しかし、状況によっては学校の対応がこのマニュアル通りに行えない場合も想定されます。このマニュアルは、**基本的な対応**であることをご理解いただき、保護者の皆様の日頃からの災害への備え、または、災害に対しての自主的な判断をお願いいたします。

(2) 災害時は互いに連絡を取り合うことが大切です。

「防災マニュアル」の中で、重要なことは【連絡】です。しかしながら、緊急時において、学校メールの配信不能や電話回線の不通などが予測されます。ご家庭でも災害状況への適切な対処方法を話し合ってください。最も大切なことは『**自分の命を守る**』ということを考えての対応です。

緊急時にこのマニュアルが有効に運用されるためには、保護者の方々のご協力が不可欠です。

(3) 防災についての地域での話し合い重要です。

帰宅後の過ごし方は、各家庭で異なります。お子さんだけで過ごすご家庭では、近隣の方との連携など、保護者不在時のお子さんの安全をどのように図っていくか、地区単位で防災対策について話し合ってください。決定事項に関しては、周知徹底をお願いいたします。

(4) 災害は、いつ起きるか分かりません。

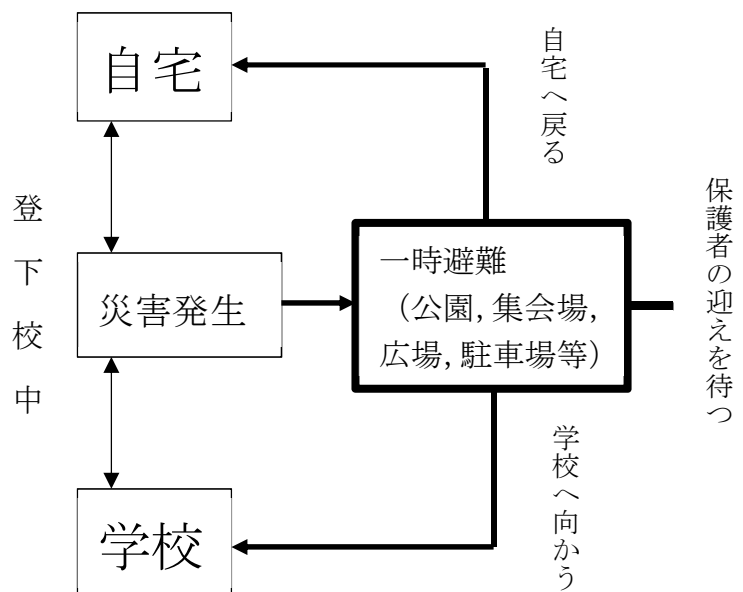
① お子さんが登下校中の場合

◇ 建物、電柱、塀、看板など、「倒れるもの」「移動するもの」「落ちてくるもの」がない場所に速やかに移動して命を守るよう、日頃から注意するようお声掛けください。

◇ 登校中や下校中はお子さん自らの判断が重要となります。

- ・安全に気を付けて、登下校するようお声がけください。

- ・災害が起きた時、安全な場所（公園、集会場、広場、駐車場等）に一時避難して、安全に気を付けて学校に行くか、帰宅するか、保護者の迎えを待つか判断して行動する。



このような時のために、お子さんの通学路やどこにいるかが把握できるようにしておくことが大切です。また、安否確認ができるよう、日頃から、決めた通学路を登下校することが大切であるということも、ご家庭でお話してください。

② お子さんが家にいる場合

- ◇ 自宅待機の場合には、外出をしない、火を使わない等の安全対策ルール決めて、守らせてください。

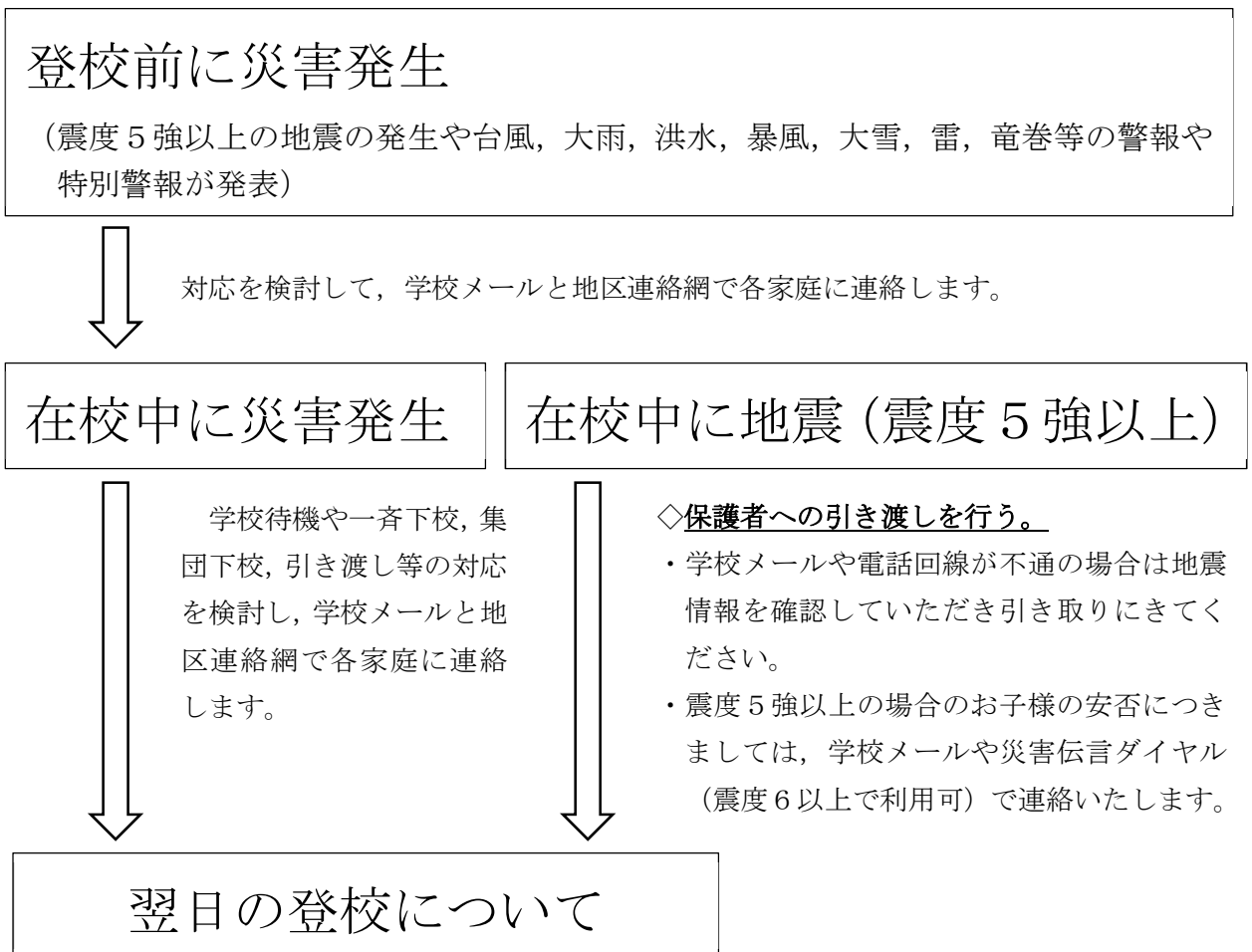
(5) 家庭内や地区内で防災に関する話し合いをする。

- ① 児童館利用や習い事をしているお子さんの保護者の方は、お子様へ緊急時の対応についての確認をお願いします。
- ② 帰宅時に保護者不在の場合、地区の保護者の方々に、どのように連携して、お子さんの安全を確保するか、普段から話し合っておいてください。

(6) 学校メールに登録をする。

- ① 緊急時には、一斉下校や地区ごとの集団下校、お子さんの引き渡し等を学校メールで一斉送信します。メール登録ができない場合は、すぐに学校までご連絡ください。

2 自然災害や地震等での学校側の対応



天気予報や道路状況等により検討し、学校メールと地区連絡網で各家庭に連絡いたします。

災害用伝言ダイヤル「171」利用方法

NTTの災害用伝言ダイヤルは、震度6弱以上の地震が発生してから約30分後を目安に利用できるようになります。

震度5強以下の地震やその他の災害発生時には、電話がつながりにくい状況になった時に、提供先のNTTが利用判断をします。

利用可能な時は、テレビやラジオで知らせがあります。

◇伝言の再生

「171」にダイヤルします。

↓ 案内が流れます



を押します。

↓ 案内が流れます

学校の電話番号（0229233966）をダイヤルします。

↓

メッセージが新しい順に再生されます。

② お子さんが遠足等の校外学習中に災害が発生した場合

- ・お子さんの安否を確認後、学校メール、緊急連絡先への電話、災害用伝言ダイヤル等により、対応方法について連絡いたします。
- ・帰校が可能な状況であれば、帰校し、保護者への引き渡しを行います。帰校できない状況（交通網遮断等）の場合には、現地の災害対策本部等の指示を受けて、その時点で対応を考え、連絡いたします（現地までのお迎えをお願いすることも考えられます）。

3 保護者の皆様へのお願い

引き渡しを行う場合は、児童の安全確保のため、事前に記入された引き受け者の方だけにお子さんを引き渡します。引き渡し者を記入の際には、できるだけ、お一人ではなく、複数の方の記入をお願いいたします。

大崎市立敷玉小学校

〒989-6124

宮城県大崎市古川石森字石神10-1

TEL 0229 (23) 3966

fax 0229 (23) 8622

緊急時児童引き渡しカード(自宅控え) 記入例

(児童名) ふるかわ たろう 古川 太郎		(兄弟) 3年 2組 古川 ゆめ子 1年 4組 古川 次男	
番号	引き取り者	どこから引き取りに来るのか(平日の居所)	児童との関係
1	古川 雪子	自宅(大幡)	母
2	古川 茂雄	会社(仙台市泉区)	父
3	古川 太一	自宅(美里町)	祖父
自宅が被災した場合の連絡先(避難先)		電話:022-344-〇〇×× 住所:宮城県黒川郡大和町(母実家)	

引き取り者は家族(親族)を原則とします。

自宅が被災した場合を家族で話し合っ
て記入してください。

※このカードは災害時の安否確認の際にも活用させていただく場合があります。災害時に避難先を変更した場合は学校へ連絡くださるようお願いいたします。

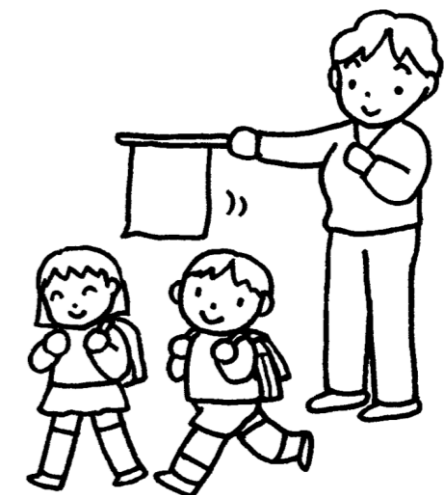
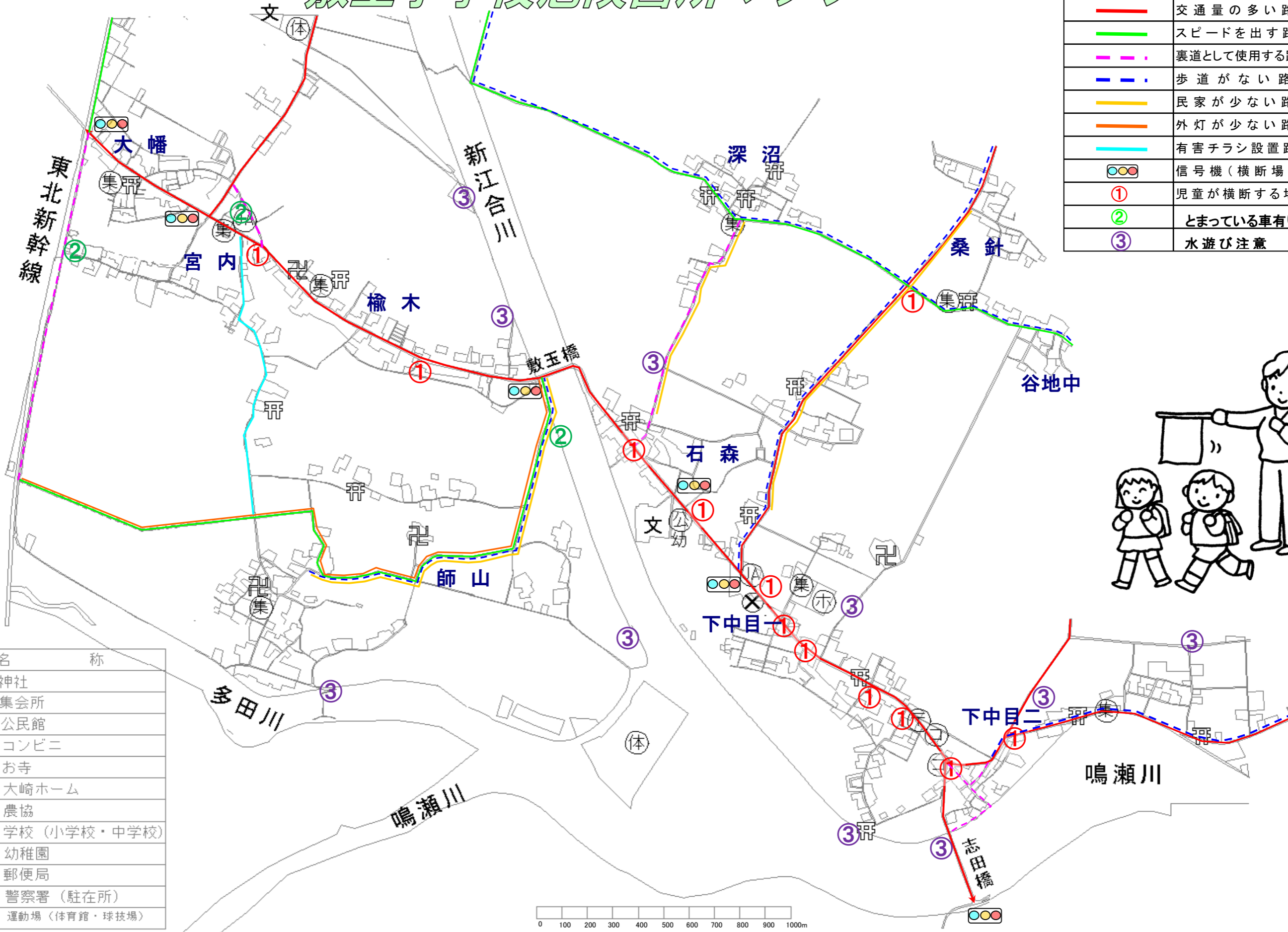
緊急時児童引き渡しカード(学校提出用)

(児童名) ふるかわ たろう 古川 太郎		(兄弟) 3年 2組 古川 ゆめ子 1年 4組 古川 次男		
番号	引き取り者氏名	どこから引き取りに来るのか(平日の居所)	児童との関係	チェック
1	古川 雪子	自宅(大幡)	母	
2	古川 茂雄	会社(仙台市泉区)	父	
3	古川 太一	自宅(美里町)	祖父	
自宅が被災した場合の連絡先(避難先)		電話:022-344-〇〇×× 住所:宮城県黒川郡大和町(母実家)		
帰宅先		引き渡し日時	月	日
			時	分

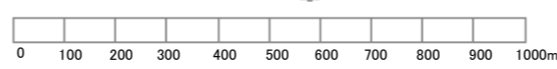
※太枠内は学校で記入します

敷玉小学校危険箇所マップ

凡 例	
記 号	名 称
	交通量の多い路線
	スピードを出さず路線
	裏道として使用する路線
	歩道がない路線
	民家が少ない路線
	外灯が少ない路線
	有害チラシ設置路線
	信号機(横断場所)
①	児童が横断する場所
②	とまっている車有り
③	水遊び注意



記号	名 称
	神社
	集会所
	公民館
	コンビニ
	お寺
	大崎ホーム
	農協
文	学校(小学校・中学校)
幼	幼稚園
	郵便局
	警察署(駐在所)
	運動場(体育館・球技場)



洪水・土砂災害時の避難確保計画

【施設名： 大崎市立敷玉小学校 】

2026 年 4 月 作成

—目次—

1. 計画の目的	1
2. 計画の報告	1
3. 計画の適用範囲	1
4. 防災体制	2
5. 情報収集及び伝達	5
6. 避難誘導	6
7. 避難の確保を図るための施設の整備	8
8. 防災教育及び訓練の実施	9
9. 自衛水防組織の業務に関する事項(自衛水防組織を設置する場合に限る。)	9

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

この計画は、大雨による洪水・土砂災害が発生する恐れがあるときに適用するものとするものであり、高潮などその他災害は対象外とする。

【施設の状況】

人数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 約 109 名	昼間 約 20 名	休日 約 0 名	休日 約 0 名
夜間 約 0 名	夜間 約 0 名		

(2026 年 4 月 1 日付)

4 防災体制

4.1. 防災体制

防災体制一覧表

自衛消防隊長(本田結城子) (代行者 皆川浩之)

通報班	役職及び氏名	注意体制における任務 (警戒レベル2相当)	警戒体制における任務 (警戒レベル3相当)
	班長 (安部勇男) 班員 (2) 名 ・ 鹿野悠真 ・ 伊澤和浩	<input checked="" type="checkbox"/> 気象情報などの情報収集 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 電話による主要道路の冠水状況確認	<input checked="" type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮 統制、状況の把握、情報内容の記録 <input checked="" type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input checked="" type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡、事前協力の依頼 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ・ 引き渡しのメール配信 ・ 職員打ち合わせ（児童引き渡しの手順や役割の確認など） ・ 引き渡しの準備（カード・受付・導線など）

避難誘導班	役職及び氏名	警戒体制における任務 (警戒レベル3相当)	非常体制における任務 (警戒レベル4相当)
	班長 (庄司大介) 班員 (9) 名 ・ 長谷川愛音 ・ 北山博幸 ・ 伊藤みき ・ 玉田日菜乃 ・ 昆野真希 ・ 小野道子 ・ 堀籠浩恵 ・ 岡本純次 ・ 高橋成子	<input checked="" type="checkbox"/> 避難に関する資機材の準備 <input checked="" type="checkbox"/> 要配慮者の避難誘導 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ・ 引き渡しできない場合に備えて、避難場所の割り振り・必要か物品の準備 ・ 浸水に備えて電気製品や重要書類など2階へ移動	<input checked="" type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 屋内安全確保(垂直避難)の判断 <input checked="" type="checkbox"/> 周辺の状況確認 <input type="checkbox"/> その他 ・ 避難場所へ物品の配布（マットレス,毛布など） ・ 避難に必要な物品の確保（水・食料）

4.2. 防災体制確立の判断時期及び活動内容（洪水）

河川名	(新江合川)
所在市町村	(大崎市)
水位情報	(下中ノ目) 水位観測所

<氾濫水到達時間が長い場合>

洪水危険度	体制確立の判断時期		体制	活動内容	対応要員
	洪水予報・水位到達情報	避難情報			
低	<ul style="list-style-type: none"> ・【警戒レベル2相当】大雨・洪水注意報発表 ・(新江合川)(下中ノ目 地点) 氾濫注意情報発表等 		注意体制	台風や前線による大雨に伴う、洪水予報等の情報収集	通報班
↑	<ul style="list-style-type: none"> ・【警戒レベル3相当】大雨・洪水警報発表 ・(新江合川)(下中ノ目 地点) 氾濫警戒情報発表等 <p>[洪水予報]</p> <p>(新江合川)(下中ノ目)水位観測所の水位が一定時間後に氾濫危険水位（堤防の決壊など重大な災害発生のおそれがある水位としてあらかじめ定められた水位）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（避難行動を行う目安としてあらかじめ定められた水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>[水位到達情報]</p> <p>(新江合川)(下中ノ目)水位観測所の水位が特別警戒水位（避難判断水位）に到達した場合</p>	高齢者等避難の発令	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ①洪水予報等の情報収集 ②使用する資器材の準備 ③利用者家族への事前連絡 ④周辺住民への事前協力依頼 ⑤要配慮者の避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ①、③、④ 通報班 ②、⑤ 避難誘導班
	↓	<ul style="list-style-type: none"> ・【警戒レベル4相当】 ・(新江合川)(下中ノ目 地点) 氾濫危険情報発表 ・(新江合川)の水位が氾濫危険水位（堤防の決壊など重大な災害発生のおそれがある水位としてあらかじめ定められた水位）に到達 	避難指示の発令	非常体制	避難誘導
高	<ul style="list-style-type: none"> ・【警戒レベル5相当】大雨特別警報発表 				

<氾濫水到達時間が短い場合>

洪水危険度	体制確立の判断時期		体制	活動内容	対応要員
	洪水予報・水位到達情報	避難情報			
低 ↑ ↓ 高	大雨又は台風に関する気象情報発表等		注意体制	気象情報等の情報収集	通報班
	・【警戒レベル2相当】大雨・洪水注意報発表 ・(新江合川)(下中ノ目 地点) 氾濫注意情報発表等 ・(新江合川)(下中ノ目) 水位観測所の水位が氾濫注意水位(避難行動の準備を行う目安としてあらかじめ定められた水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合		警戒体制	①洪水予報等の情報収集 ②使用する資器材の準備 ③利用者家族への事前連絡 ④周辺住民への事前協力依頼 ⑤要配慮者の避難誘導	①、③、④ 通報班 ②、⑤ 避難誘導班
	・【警戒レベル3相当】大雨・洪水警報発表 ・(新江合川)(下中ノ目 地点) 氾濫危険情報発表等 ・【警戒レベル4相当】(新江合川)の水位が氾濫危険水位(堤防の決壊など重大な災害発生のおそれがある水位としてあらかじめ定められた水位)に到達	高齢者等避難の発令	非常体制	施設内全体への避難誘導	避難誘導班

<参考> 警報・注意報の種類

警報・注意報の種類	発表基準	警戒レベル
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予測したとき	警戒レベル2相当
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき	
大雨警報(土砂災害、浸水害)	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	警戒レベル3相当
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	
大雨特別警報(土砂災害、浸水害)	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき	警戒レベル5相当

4.2. 防災体制確立の判断時期及び活動内容（洪水）

河川名	(-)
所在市町村	(-)
水位情報	(-) 水位観測所

※防災体制確立の判断基準となる河川や観測所を1つのみ選択した場合、P3-3、P3-4は不要です。

<氾濫水到達時間が長い場合>

洪水危険度	体制確立の判断時期		体制	活動内容	対応要員
	洪水予報・水位到達情報	避難情報			
低	<ul style="list-style-type: none"> ・【警戒レベル2相当】大雨・洪水注意報発表 ・(-)(- 地点) 氾濫注意情報発表等 		注意体制	台風や前線による大雨に伴う、洪水予報等の情報収集	通報班
↑	<ul style="list-style-type: none"> (-)(-)水位観測所の水位が氾濫注意水位（避難行動の準備を行う目安としてあらかじめ定められた水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・【警戒レベル3相当】大雨・洪水警報発表 ・(-)(- 地点) 氾濫警戒情報発表等 <p>[洪水予報]</p> <ul style="list-style-type: none"> (-)(-)水位観測所の水位が一定時間後に氾濫危険水位（堤防の決壊など重大な災害発生のおそれがある水位としてあらかじめ定められた水位）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（避難行動を行う目安としてあらかじめ定められた水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 <p>[水位到達情報]</p> <ul style="list-style-type: none"> (-)(-)水位観測所の水位が特別警戒水位（避難判断水位）に到達した場合 	高齢者等避難の発令	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ①洪水予報等の情報収集 ②使用する資器材の準備 ③利用者家族への事前連絡 ④周辺住民への事前協力依頼 ⑤要配慮者の避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ①、③、④ 通報班 ②、⑤ 避難誘導班
↓	<ul style="list-style-type: none"> ・【警戒レベル4相当】 ・(-)(- 地点) 氾濫危険情報発表 (-)の水位が氾濫危険水位（堤防の決壊など重大な災害発生のおそれがある水位としてあらかじめ定められた水位）に到達 	避難指示の発令	非常体制	避難誘導	避難誘導班
	高	<ul style="list-style-type: none"> ・【警戒レベル5相当】大雨特別警報発表 			

4.3. 防災体制確立の判断時期及び活動内容（土砂災害）

所在市町村	(大崎市)
-------	---------

<土砂災害の場合>

洪水危険度	体制確立の判断時期		体制	活動内容	対応要員
	気象予報・水位到達情報	避難情報			
低 ↑	・【警戒レベル2相当】 大雨注意報発表		注意体制	①洪水予報等の情報収集 ②使用する資器材の準備 ③利用者家族への事前連絡 ④周辺住民への事前協力依頼 ⑤要配慮者の避難誘導	①、③、④ 通報班 ②、⑤ 避難誘導班
↓ 高	・【警戒レベル3相当】 大雨警報（土砂災害）発表	高齢者等 避難の発令	警戒体制	①避難誘導	①避難誘導班
	・【警戒レベル4相当】 土砂災害警戒情報発表 ・【警戒レベル5相当】 大雨特別警報発表	避難指示の 発令	非常体制	避難完了	

<参考> 警報・注意報の種類

警報・注意報の種類	発表基準	警戒レベル
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予測したとき	警戒レベル 2相当
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、 災害が発生するおそれがあると予想したとき	
大雨警報 (土砂災害、浸水害)	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	警戒レベル 3相当
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、 重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	
大雨特別警報 (土砂災害、浸水害)	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき	警戒レベル 5相当

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法	インターネット検索キーワード
洪水予報・河川水位	国土交通省ホームページ、川の防災情報、洪水警報の危険度分布、緊急速報メール、エリアメール、メール配信サービス、防災無線、ラジオ、コミュニティFM	"川の防災情報 宮城県 水位"、"宮城県 河川流域情報システム"、"気象庁 洪水警報の危険度分布"等
		"川の防災情報 宮城県 水位"、"宮城県 河川流域情報システム"
気象情報 (大雨注意報・警報等)	気象庁ホームページ、テレビ、ラジオ	"宮城県 警報"、"大崎市 警報"、"NHK 警報 宮城"、"宮城県 土砂災害警戒情報" 等
		"宮城県 警報"、"大崎市警報"、"NHK警報 宮城"、"宮城県 土砂災害"
高齢者等避難、 避難指示等	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町ホームページ、	"宮城県 避難"、"大崎市 避難"
		"宮城県 避難"、"大崎市 避難"、"大崎市 警戒レベル"

(2) 情報伝達

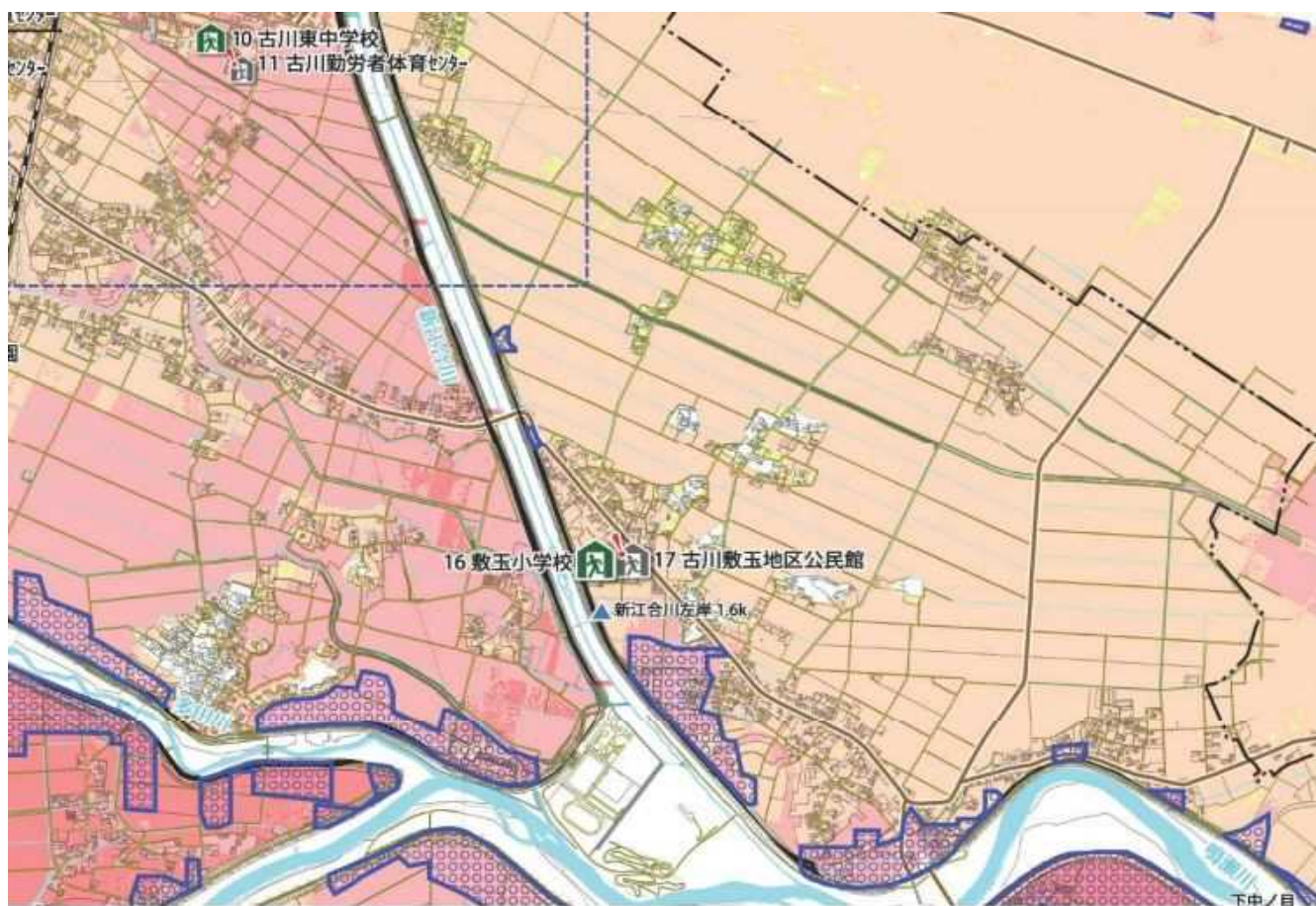
- 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- 徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状態や人数について市町村長に報告する。
- 保護者に対して、校舎 2 階に垂直避難する旨、避難完了した旨をメール送信する。

6 避難誘導

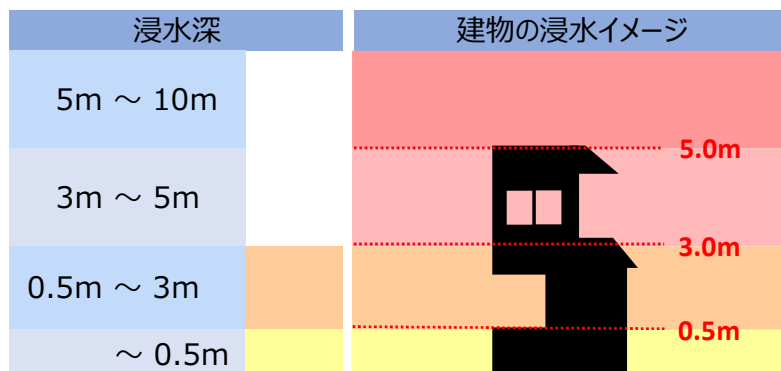
6.1 施設周辺の避難経路図

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図



建物の階数	(2階) 階
建物に想定される最大浸水深	(0.5m~3.0m) m



	避難場所の名称	移動手段	避難準備時間	避難時間
屋内安全確保 (垂直避難)	(大崎市立敷玉小学校)		(20) 分	(10) 分
避難場所 への避難	()	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両	() 分	() 分
施設からの距離	() m	() 台		

6 避難誘導

6.2 施設周辺の避難経路図

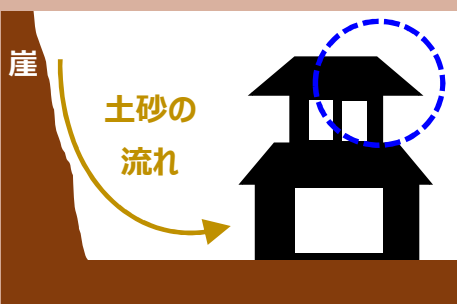
土砂災害時の避難場所は、土砂災害ハザードマップの特別警戒区域、警戒区域から、以下の場所とする。

避難経路図



雨風が強まり屋外へ出ることが危険な場合に
屋内避難する際の留意点

建物の階数 () 階



避難のポイント

- ・自宅の2階以上の部分
- ・がけや沢筋から離れた部屋
- ・近くの堅牢な建物の2階以上

	名 称	移動手段	避難準備時間	避難時間
屋内安全確保 (垂直避難)	()		() 分	() 分
避難場所 への避難	()	<input type="checkbox"/> 徒歩	() 分	() 分
施設からの距離	() m	<input type="checkbox"/> 車両 () 台		

6.3 避難誘導方法

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

- ・ 避難場所へ避難（水平避難）する場合、避難場所は「避難経路図」に記載とおりとする。
- ・ 悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保（垂直避難）を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。
- ・ 避難場所が使用できない場合にそなえ、避難場所に代わる第2の避難場所を検討しておく。
- ・ 自施設が避難場所となっている場合、自施設内で避難（屋内安全確保・垂直避難）する。

(2) 避難経路

「避難場所までの避難経路については、「避難経路図」を基本とする。

実際の避難時には、避難経路の状況を臨機に判断し、安全を確保した避難を実施する。

(3) 協力体制

家族の協力、福祉関係機関との協力体制のもと、避難体制を構築する。

(4) 避難の心得

災害から命を守るためには、国や都道府県が行う対策などの「公助」だけでなく、私たち一人一人の「自助」、すなわち、災害に対する備えをしておく、危険を感じたら早めに避難するなど、自らの命を守るための防災行動を起こすことが重要である。

(5) 避難に対する事前の備え

- ・ 避難場所への移動に伴う入所者への心身等のストレスを軽減するために、日常の生活環境（散歩道など）に避難場所を組み込むことに努める。
- ・ 車での避難は、浸水箇所では動けなくなる危険や川沿いの道路から川に転落する危険等を伴うため、安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断し、車両使用を検討する場合は、市町に対し車両避難のルールの有無を確認する。
- ・ 夜間の屋外への避難に備え、目の不自由な利用者に対しても、安全かつ迅速に誘導できるよう、避難誘導員は避難者が一見して誘導員と識別できるよう明るい色の衣服を着用したり、側溝やがれき等の危険箇所近づかないよう蛍光塗料を使ってルート誘導を行ったり、安全に配慮した工夫ができるよう備える。
- ・ 避難途中や避難後における利用者の体調の悪化や、避難にあたって特別な配慮が必要な利用者（感染症の患者等）に対する対応方法についてあらかじめ検討する。
- ・ 災害が発生するおそれがある場合、担当職員の増員や運営（中止など）について検討する。

(6) 避難必要時間

- ・ 屋内安全確保（垂直避難）する場合
避難準備にかかる時間は？

（避難誘導の割り当て、必要物資の移動準備）

避難訓練の実績値 （もしくは想定値）	（ 20 ）分
<目標時間>	（ 15 ）分

避難にかかる時間は？（施設から避難先までの移動時間）

避難訓練の実績値 （もしくは想定値）	（ 10 ）分
<目標時間>	（ 7 ）分

- ・ 避難場所へ避難（水平避難）する場合

避難準備にかかる時間は？

（避難誘導の割り当て、必要物資の搬送準備、搬送車までの入所者の移動など）

避難訓練の実績値 （もしくは想定値）	（ ）分
<目標時間>	（ ）分

避難にかかる時間は？（施設から避難先までの移動時間）

避難訓練の実績値 （もしくは想定値）	（ ）分
<目標時間>	（ ）分

(7) 自主避難の判断

洪水や土砂災害の危険を感じたら早めに避難するなど、自らの命を守るための防災行動を起こすことが重要である。特に、次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市町役場等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

- ・ がけの表面に水が流れ出す。
- ・ がけから水が噴き出す。
- ・ 小石がパラパラと落ちる。
- ・ がけからの水が濁りだす。
- ・ がけの樹木が傾く。
- ・ 樹木の根の切れる音がある。
- ・ 樹木の倒れる音がある。
- ・ がけに割れ目が見える。
- ・ 斜面がふくらみだす。
- ・ 地鳴りがする。

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

	備蓄品
情報収集・伝達	<input checked="" type="checkbox"/> テレビ <input checked="" type="checkbox"/> ラジオ <input checked="" type="checkbox"/> タブレット <input checked="" type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> 笛
避難誘導	<input checked="" type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input checked="" type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input checked="" type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設内の一時避難	<input checked="" type="checkbox"/> 水（1人あたり3ℓ） <input type="checkbox"/> 食料（推奨：1人あたり3日分） <input checked="" type="checkbox"/> 寝具 <input checked="" type="checkbox"/> 防寒具
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき
障がい者	<input type="checkbox"/> 常備薬
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも
その他	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input checked="" type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> ()

浸水を防ぐための対策

土のう 止水板

その他 ()

8 防災教育及び訓練の実施

- ・避難確保計画と「避難だっちゃん新聞」（避難確保計画早見表）を作成し、保管場所を全従業員で共有する。
- ・避難確保計画と「避難だっちゃん新聞」（避難確保計画早見表）を、従業員・入居者状況に変化があった場合に、見直す。
- ・毎年 6 月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・土砂災害の危険がある場合は、土砂災害の前兆現象について学習する。

9 自衛水防組織の業務に関する事項

- ・別添1「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- ・自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ▶毎年 6 月に新たに自衛水防組織の構成員となった職員を対象として研修を実施する。
 - ▶毎年 6 月に行う全職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

別添「自衛水防組織活動要領（案）」

出典：「要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）（平成29年6月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）」

（自衛水防組織の編成）

第1条管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第4条管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第5条管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第6条自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
情報収集・伝達	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料